

第2期えびの市子ども貧困対策推進計画 【案】

**令和3年2月
えびの市**

市長の言葉

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	2
5. 子どもの貧困対策をめぐる動向.....	3
第2章 子どもの貧困に関する現状と課題.....	5
1. 本市の子どもを取り巻く現状.....	5
2. 本市の子育てに関する経済的支援の状況.....	10
3. 子どもの貧困の現状.....	12
4. アンケート調査の実施概要.....	14
5. アンケート調査の結果概要.....	15
5. アンケート調査の分析概要.....	35
6. アンケート調査の分析結果.....	36
第3章 第1期計画の検証.....	40
1. これまでの施策の取り組み状況・課題.....	40
2. 第2期計画に向けて.....	47
第4章 計画の基本的な考え方.....	48
1. 基本理念.....	48
2. 基本的な視点.....	48
3. 基本方針・施策の体系.....	49
第5章 施策の展開.....	50
基本方針1 支援ネットワーク体制づくり.....	50
基本方針2 健康・生活への支援.....	52
基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援.....	55
第6章 計画の推進に向けて.....	58
1. 計画の推進体制.....	58
2. 計画の進行管理.....	58
3. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進.....	59
資料編.....	60
1. 用語解説.....	60
2. 第2期計画策定経過.....	64
3. えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱.....	66
4. えびの市子どもの未来応援協議会委員名簿（令和2年度）.....	68

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年、ひとり親世帯の増加や日本経済の低迷に伴い家庭の経済状況が悪化する子育て世帯が増えており、子どもの貧困や親から子どもへと連鎖する貧困の問題への対策が重要視されています。次代の日本の将来を担う子どもたちは国の宝であり、いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの未来が閉ざされることのないよう、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立しました。平成26年には、「子供の貧困対策に関する大綱」において、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取り組みが進められてきました。

令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立し、同年11月29日、貧困家庭の子どもへの今後5年間の支援方針をまとめた新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。「すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」との理念を掲げ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず子どもを第一に考えると強調し、親の妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うと規定しています。

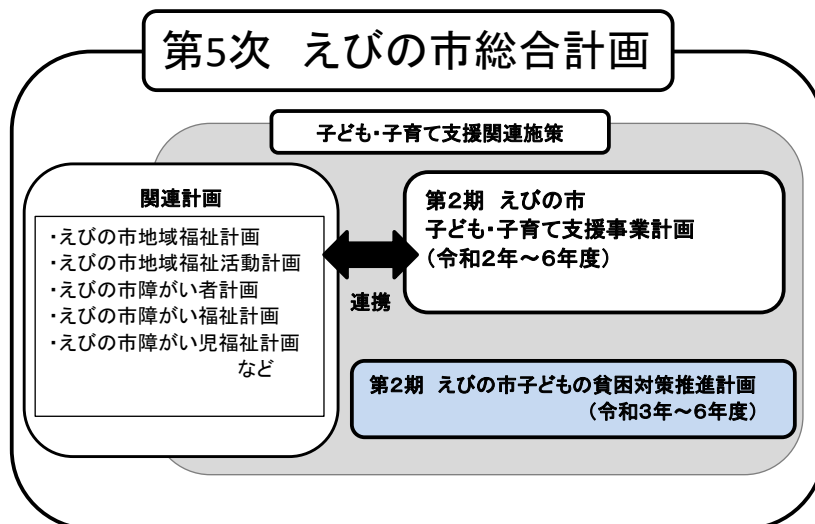
本市においても、平成29年度から令和2年度を計画期間とする「第1期えびの市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるよう市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、それぞれの強みを発揮し、協働により支援が行えるよう支援体制を整備することを目的として進めてきました。

これまでも児童手当や生活困窮家庭への支援等の様々な取り組みを行ってきましたが、第1期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」をここに策定し、本市の社会資源となる人や地域コミュニティ、情報等を駆使して必要な支援や環境整備に取り組んでいきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は子どもの貧困対策の推進に関する法律及びその改正法を踏まえ、「市町村子どもの貧困対策計画」（努力義務）に位置づけられます。

「第5次えびの市総合計画」と整合を図るとともに、本計画の上位計画である「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら子どもの貧困対策を推進していきます。



3. 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和6年度までの4年間とします。なお、法・大綱の見直しの動向を踏まえ、各施策の実施状況及び成果を見極めたうえで必要に応じ計画を見直すことにより、令和7年度以降も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

4. 計画の対象

この計画が支える対象は、経済的困窮を理由として教育機会が均等となっていない状況、又は心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭とします。

また、上記に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭についても対象とし、貧困を未然に防止するための支援も行います。

5. 子どもの貧困対策をめぐる動向

(1) 子供の貧困対策に関する大綱の策定

2019（令和元）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正・施行され、それに伴い新たな大綱も策定されました。

今般の改正にあたっては、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策を講ずる等の施策の充実に加え、市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されており、国だけではなく市町村においても重要政策として定められています。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱
 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
 ○今般の大綱改定は、
 ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 ○平成30年11月の子供の貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することされた。

目的	現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施
基本的方針	① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進
指標	ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援
 - **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
 - 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施
2. 生活の安定に資するための支援
 - **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育てで世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
 - **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
 - **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援
4. 経済的支援
 - **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数等を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
 - **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

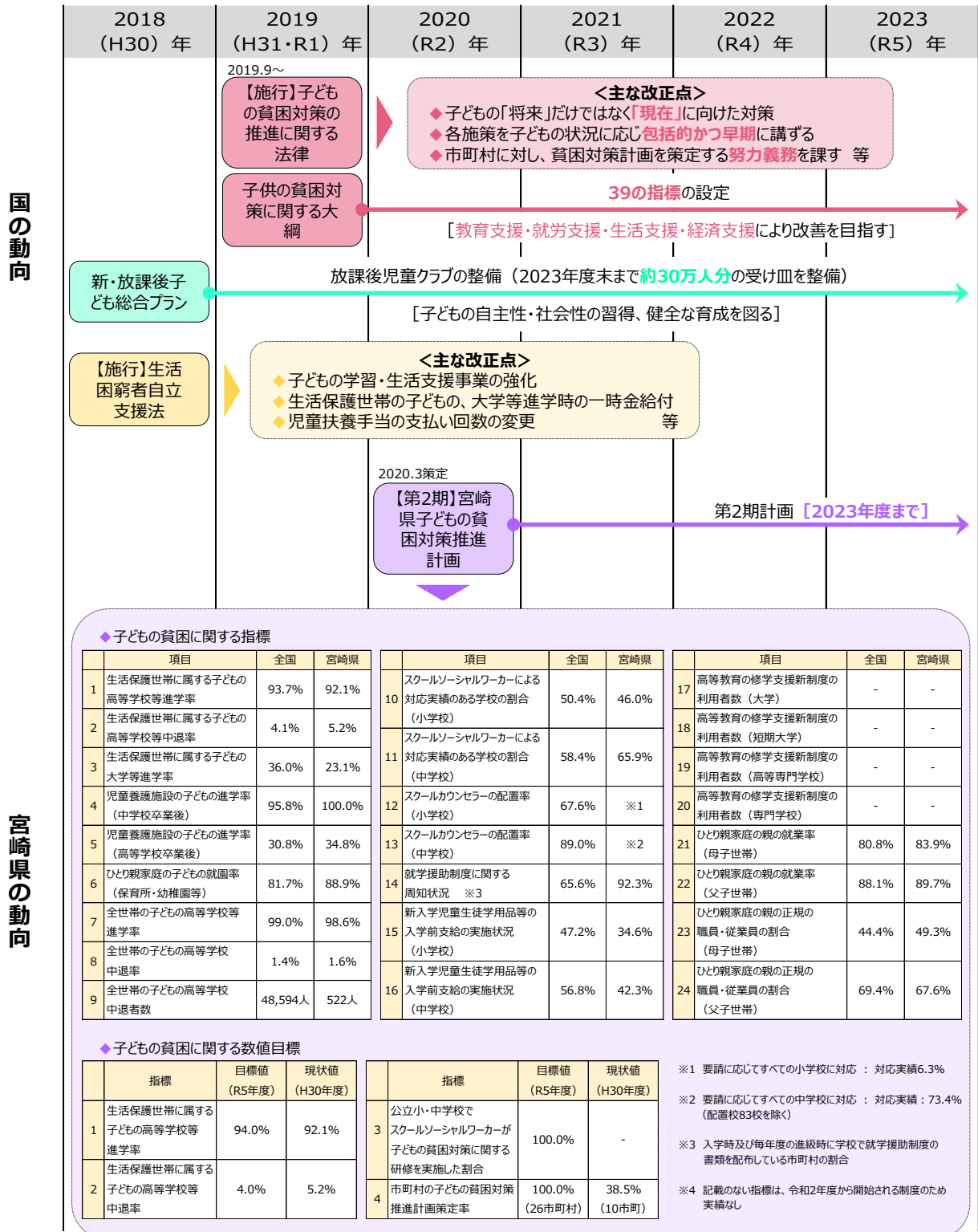
出典：内閣府「子供の貧困に関する大綱（概要）」

◆大綱の主な変更点

背景	<p>「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」の記載</p> <p>必要な制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しづらい等の現状</p>	<p>これまで注目されてこなかった子ども・家庭の具体的な例示と支援の必要性の明記</p> <p>支援対象が、ひとり親家庭等の経済的な困窮を抱える家庭に限定される傾向</p>	<p>経済的な支援だけでなく、現物支給を含めた様々な支援を組み合わせる重要性の言及</p> <p>失職、病気、障がい等の複合的要因により子ども・家庭が貧困に陥っている実状</p>
目的	<p>問題に対する認知度の拡大と、問題解決に向けた施策の実施推進</p>	<p>外国籍や障がいのある子ども等、生活のしづらさを抱える子ども・家庭への支援</p>	<p>経済的支援に加え、直接的な現物給付等、複合的かつ包括的な支援</p>

(2) 第1期計画策定以降の県の動向

宮崎県では、2020（令和2）年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。この中では、前述の大綱で示された指標39項目のうち独自の24の指標が設定されています。2023（令和5）年度における数値目標として4つの目標値が設定され、その他子どもの貧困に関する具体的な取り組み内容も追加されるなど県政の重要課題として位置づけられています。

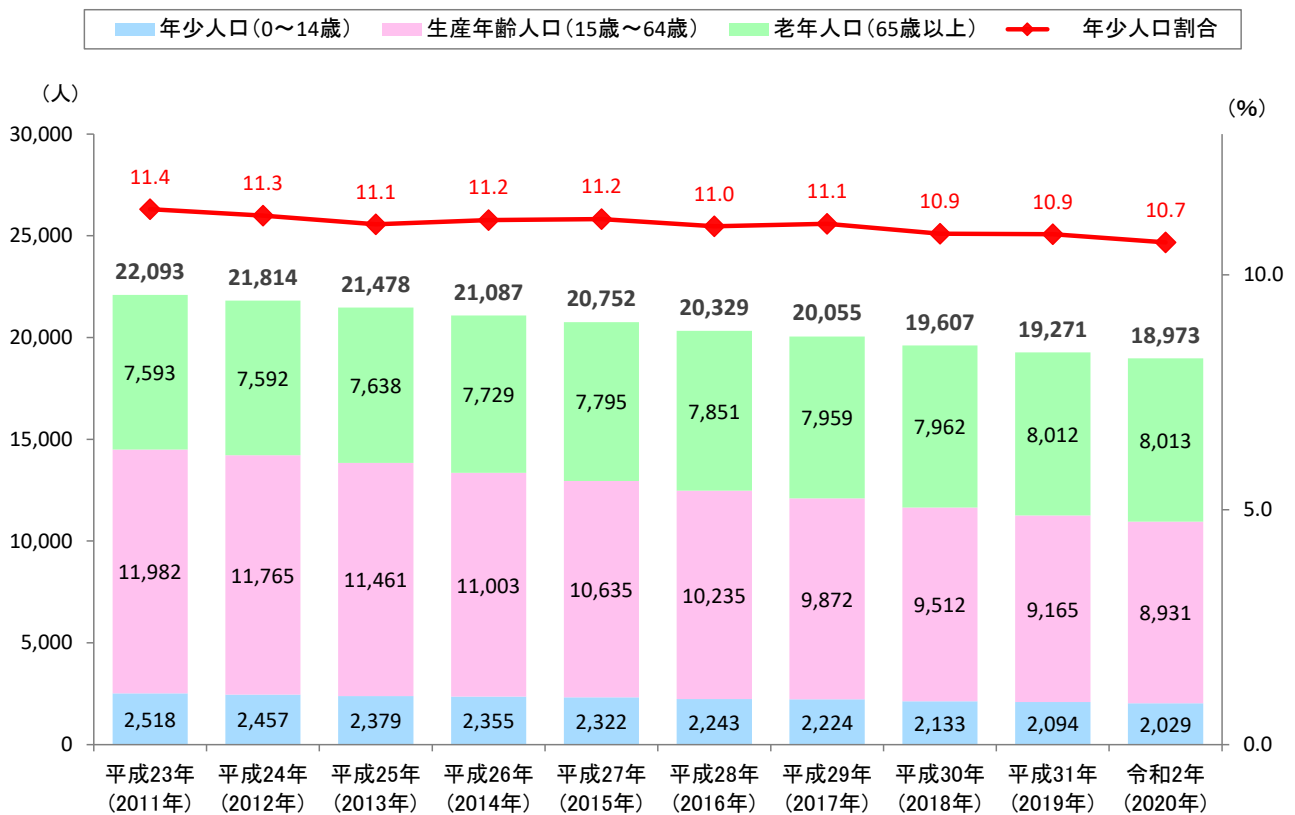


第2章 子どもの貧困に関する現状と課題

1. 本市の子どもを取り巻く現状

(1) 人口の推移

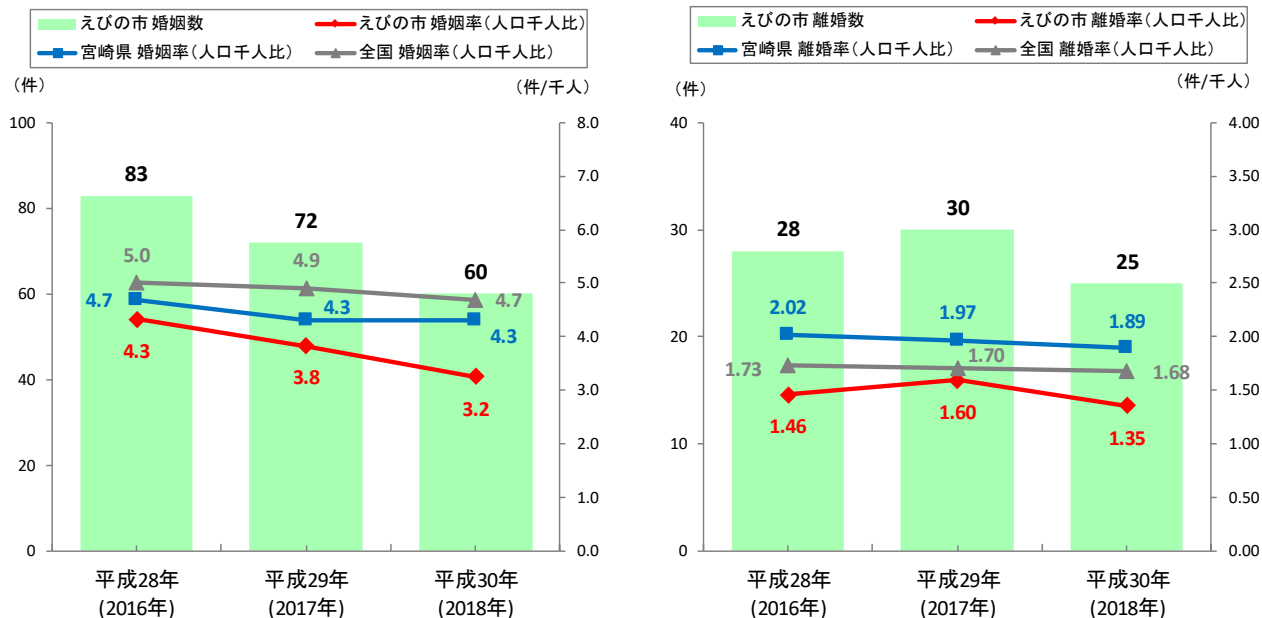
本市の総人口は平成30年に2万人を割り、令和2年では18,973人となっています。そのうち年少人口（0～14歳）は2,029人で、総人口に占める年少人口の割合は10.7%となっています。年少人口割合は平成29年から減少傾向で推移しており、年少人口も低下が続いています。



出典：住民基本台帳人口（各年3月末）

(2) 結婚・離婚の状況

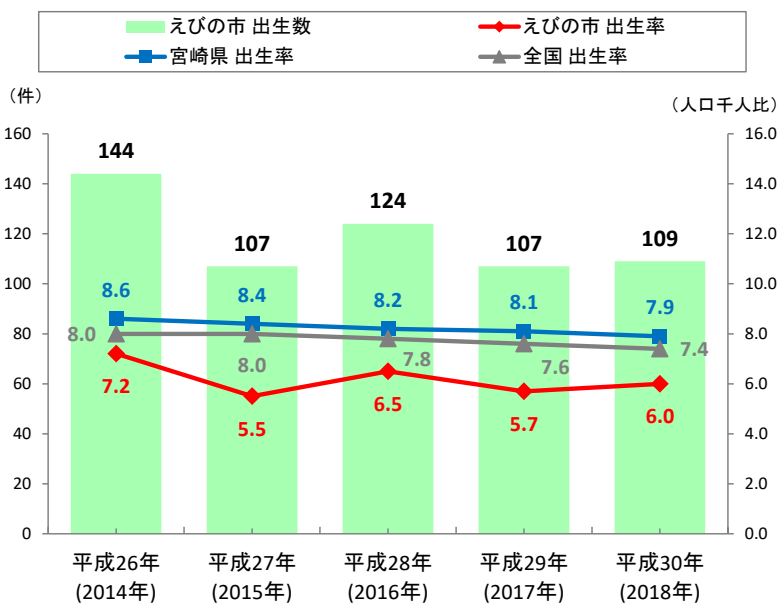
近年の婚姻件数は 60 件～80 件台、離婚件数は 25 件～30 件で推移しています。婚姻率、離婚率ともに国や県よりも低くなっています。



出典：厚労省「人口動態統計」

(3) 出生数・出生率の推移

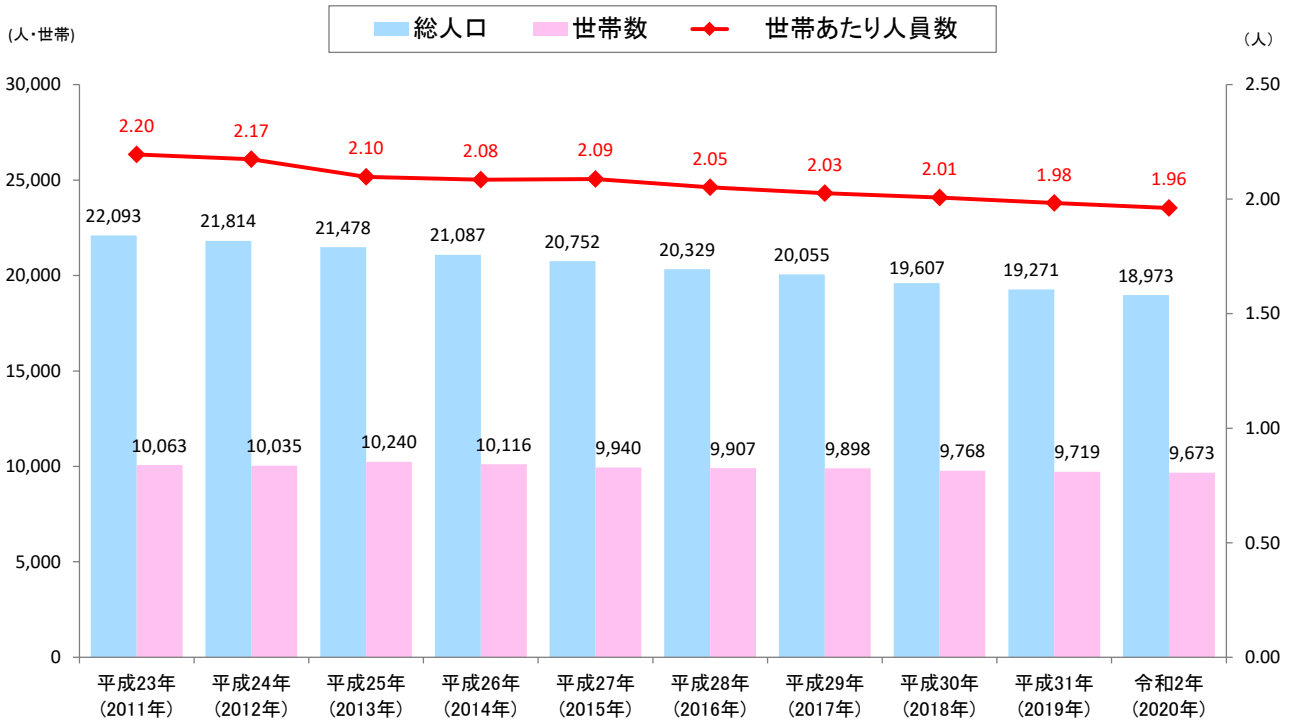
近年の出生数は 100 人台～140 人台で推移し、平成 30 年は 109 人となっています。出生率については、国や県よりも低くなっています。



出典：衛生統計年鑑（宮崎県）、厚労省「人口動態統計」

(4) 総人口・世帯数の推移

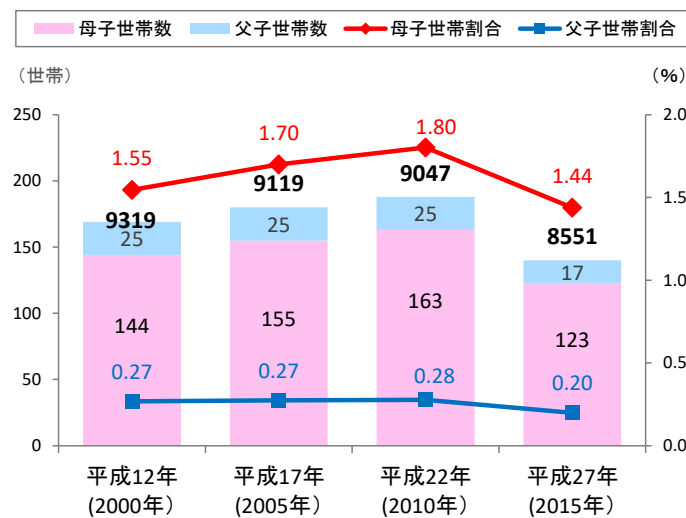
総人口、世帯数ともに減少傾向にあり、令和2年の総人口は18,973人、世帯数は9,673世帯となっています。世帯あたりの人員数も年々減少し、1.96人となっています。



出典：住民基本台帳人口（各年3月末）

(5) ひとり親世帯の推移

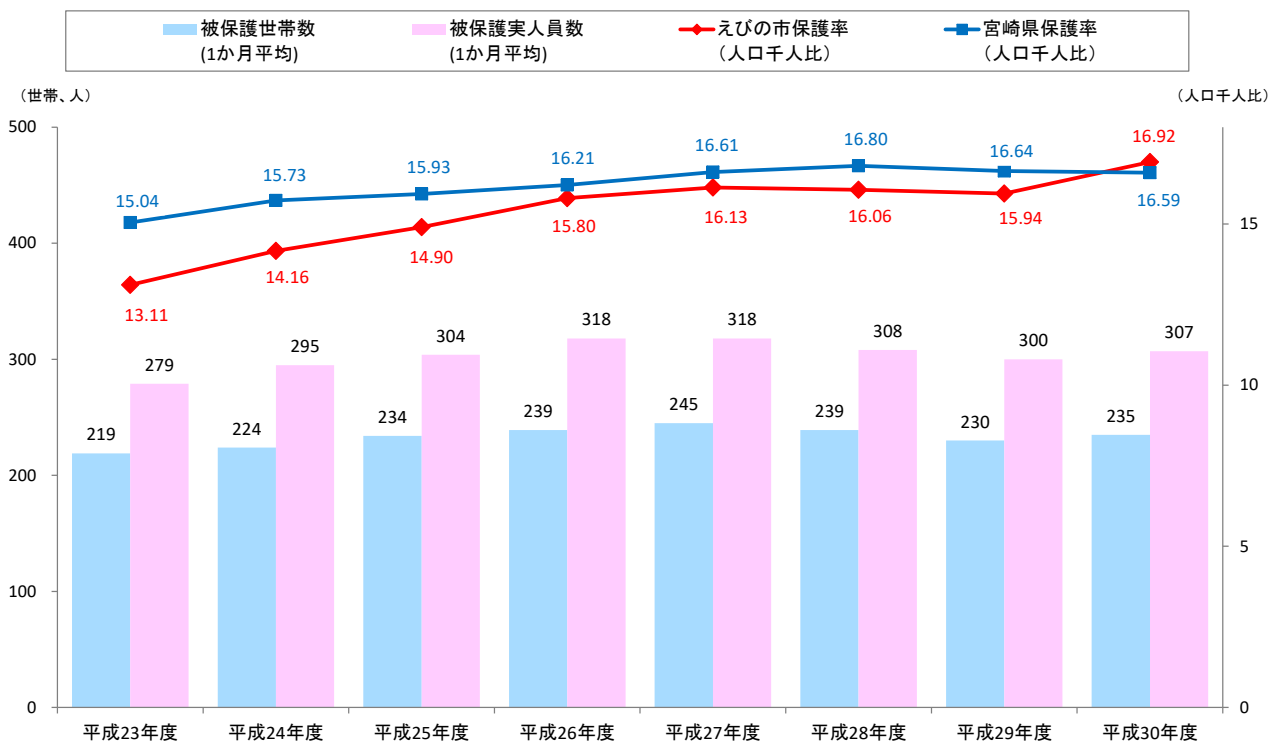
えびの市の母子世帯数、父子世帯数ともに平成27年では大きく減少しています。割合で見ると父子世帯は0.2%台で推移していますが、母子世帯は1.44%と前年より0.36ポイント低くなっています。



出典：総務省「国勢調査」

(6) 生活保護受給者世帯の推移

平成30年度の被保護世帯数は235世帯、被保護実人員数は307人とどちらも前年度より増加しています。また、保護率（人口千人比）は16.92となっており、宮崎県の16.59よりも上回っています。



出典：宮崎県統計年鑑

(7) 18歳未満の生活保護受給者数の推移

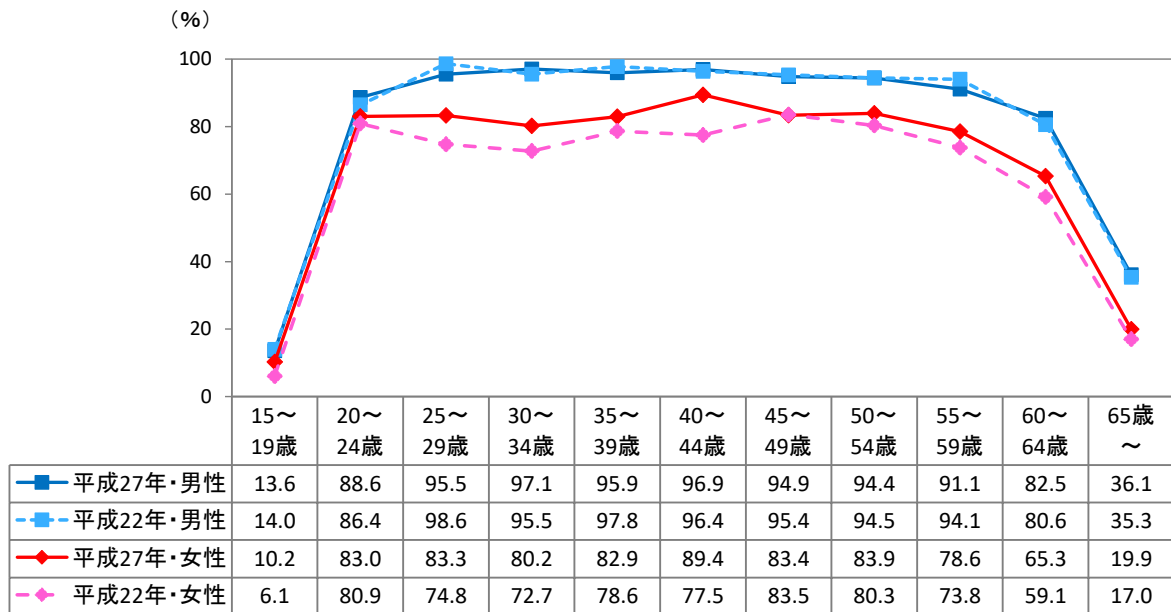
18歳未満の生活保護受給者数（世帯数）をみると、令和2年度では20人（10世帯）と前年度よりも減少しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
18歳未満受給者数	27人 (15世帯)	25人 (12世帯)	25人 (14世帯)	26人 (13世帯)	20人 (10世帯)

出典：えびの市資料

(8) えびの市の労働力率

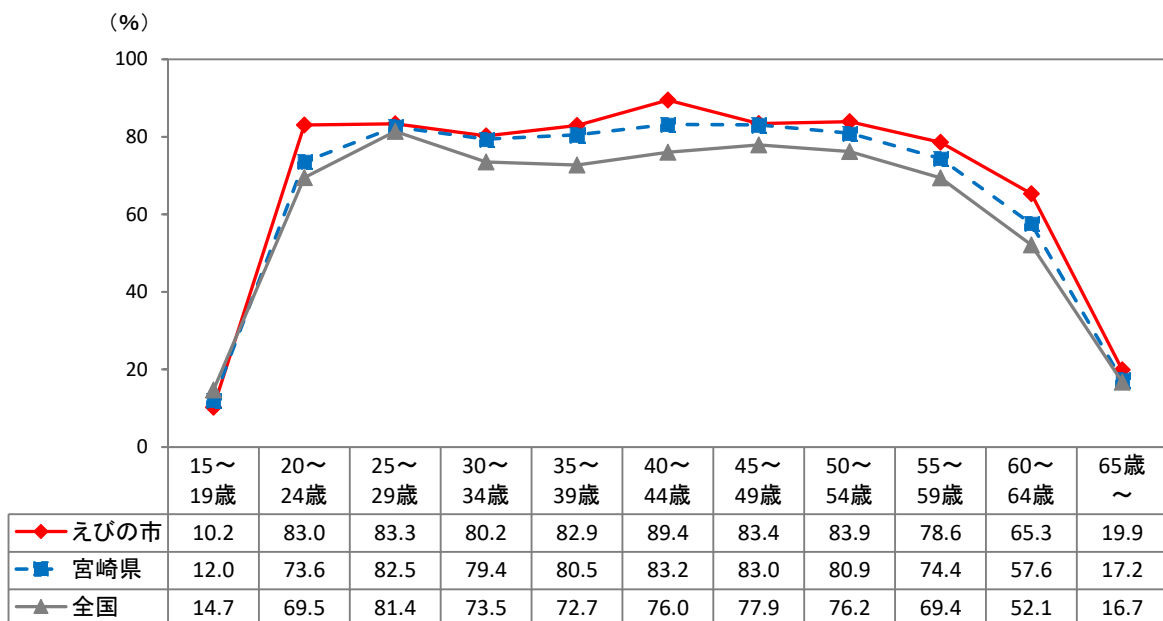
平成22年から平成27年にかけての労働力率*を性別・年齢5歳階級別にみると、男性は25歳から59歳まで90%台である一方、女性は平成22年に比べ平成27年は各年齢階級で概ね増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

(9) えびの市の女性の労働力率

平成27年の女性の年齢5歳階級別労働力率をみると、本市では30～34歳で最も低いM字型カーブ*を描いており、全年齢階級において国と県の水準を上回っています。



出典：総務省「平成27年国勢調査」

2. 本市の子育てに関する経済的支援の状況

(1) 児童扶養手当受給世帯数の推移

えびの市の児童扶養手当受給世帯数は平成24年度から年々減少しており、令和2年度は前年度と変わらず207となっています。

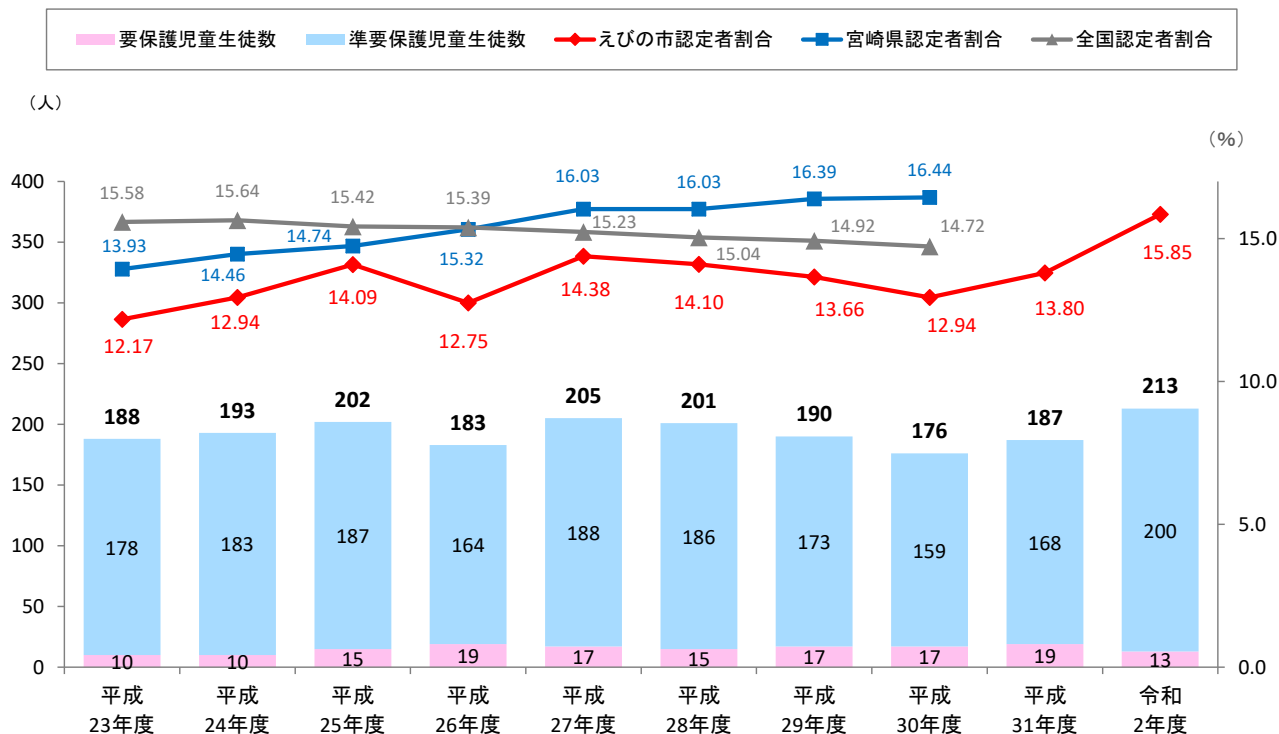
(単位:世帯)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
受給世帯数	260	269	268	264	255	253	248	213	207	207

出典:えびの市資料

(2) 就学援助認定者数・認定率の推移

近年で見ると、要保護児童生徒*数は20人より少ない人数で推移しているのに対し準要保護児童生徒*数は150人台~180人台で推移していましたが、令和2年度には200人と増加しています。認定者割合で見ると、えびの市の割合は全国や宮崎県よりも低いものの令和2年度には15.85%と大きく伸びています。



出典:国、宮崎県…文科省「就学援助実施状況調査」、えびの市…えびの市資料

(3) 奨学金制度の利用状況の推移

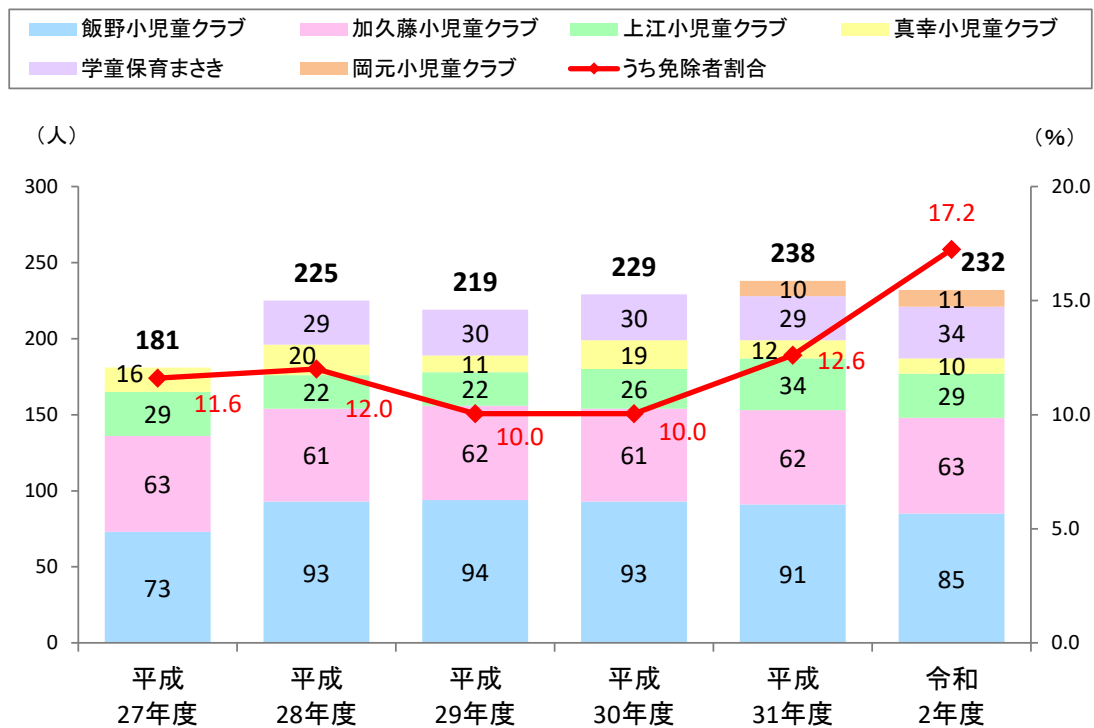
えびの市の奨学金制度の新規利用人数は、令和2年度は13人となっています。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
新規 利用人数	9人	21人	16人	13人

出典：えびの市資料

(4) 放課後児童クラブの状況の推移

近年の放課後児童クラブを利用する児童の人数は年々増加傾向にあります。令和2年度は前年度と比較しどのクラブでも大きな増減はみられない一方、免除者割合は17.2%と4.6ポイント増加しています。



出典：えびの市資料

3. 子どもの貧困の現状

(1) 子どもの貧困率の推移

貧困線（等価可処分所得*の中央値の半分）に満たない世帯員の割合を「相対的貧困率」といい、そのうち18歳未満の子どもの割合を「子どもの貧困率」といいます。2020（令和2）年7月17日に厚生労働省が公表した「2019年国民生活基礎調査」によると、2018（平成30）年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり2015（平成27）年より0.4ポイント減少しましたが、依然として約7人に1人の子どもが平均値の半分以下の生活水準で暮らしています。

また、子どもがいる現役世帯において大人が2人以上の世帯の貧困率は10~12%程度であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は50%前後となっており、特にひとり親世帯は経済的に苦しい傾向にあることがわかります。

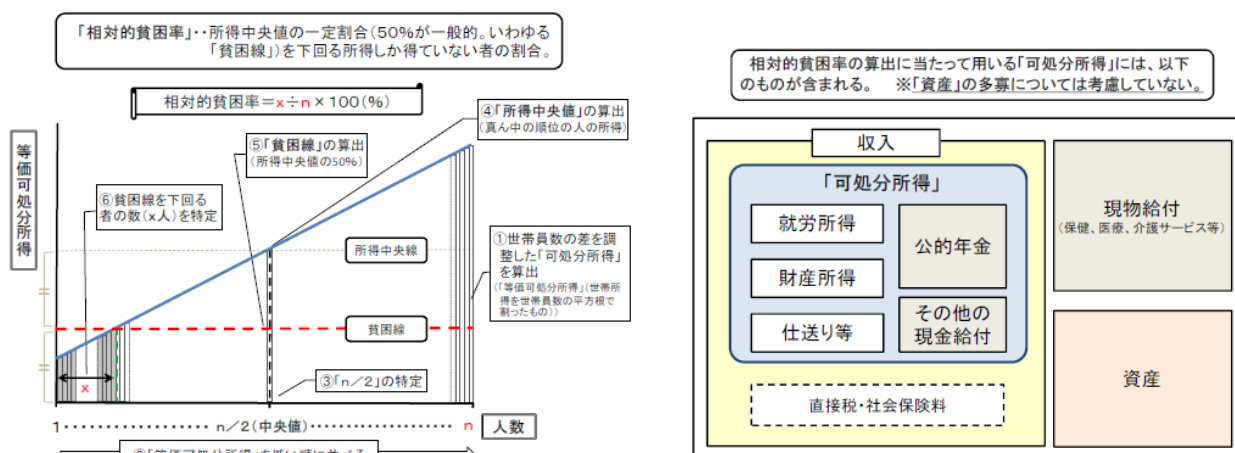
※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

出典：2019年国民生活基礎調査

◆相対的貧困と絶対的貧困について

貧困の状態を示す定義として「相対的貧困」と「絶対的貧困」があります。相対的貧困とは「平均的な生活レベルよりも低い水準におかれている状態」をいい、絶対的貧困とは「生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない状態」をいいます。



出典：厚労省「国民基礎生活調査に関するQ & A」

(2) ひとり親世帯の就労形態

全国及び宮崎県のひとり親世帯の就労形態を母子世帯と父子世帯ごとにみると、どちらも常用雇用者（正職員）が高い割合を占めています。また、母子世帯においてパート・アルバイト等の割合が全国で35.8%、宮崎県で38.1%と父子世帯と比較して著しく高いことがわかります。

		合計 (件数)	自営業(家族 従業を含む)	常用雇用者 (勤務先の正 職員)	常用雇用者 (労働者派遣 事業所の 派遣社員)	パート・アル バイト・臨時・ 非常勤職員・ 契約社員	会社などの 役員	内職	その他	無職	無回答 (不詳)
全国	母子世帯	2060	3.2%	36.2%	3.8%	35.8%	0.8%	—	2.0%	9.4%	8.8%
	父子世帯	405	17.8%	58.3%	1.2%	5.4%	1.5%	—	1.2%	5.4%	9.1%
宮崎県	母子世帯	928	4.8%	42.5%	3.7%	38.1%	—	0.3%	1.6%	7.5%	1.4%
	父子世帯	446	23.1%	59.9%	1.8%	8.5%	—	—	0.4%	5.2%	1.1%

出典：厚労省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年）」、宮崎県「ひとり親世帯生活実態調査（平成29年）」

(3) ひとり親世帯の平均月収

宮崎県のひとり親世帯の平均月収を母子世帯と父子世帯ごとにみると、最も割合が高いのは母子世帯では10～15万円未満、父子世帯では15～20万円未満となっています。また、母子世帯では平均月収15万円未満が54.2%と半数以上となっています。

	合計 (件数)	5万円 未満	5～10万円 未満	10～15万円 未満	15～20万円 未満	20～25万円 未満	25～30万円 未満	30～35万円 未満	35万円 以上	無回答
母子世帯	928	1.7%	16.9%	35.6%	22.7%	8.9%	4.5%	1.9%	2.6%	5.1%
父子世帯	446	1.6%	3.6%	14.6%	30.3%	23.8%	11.0%	5.4%	4.7%	5.2%

出典：宮崎県「ひとり親世帯生活実態調査（平成29年）」

(4) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・中退率

本市の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等への進学率・中退率は、令和2年4月1日時点で【進学率100%】、令和2年8月末時点で【中退率0%】となっています。経済的理由で最終学歴が中学校卒業となった場合に将来の貧困リスクが高くなることを防ぐため、宮崎県は「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の中で、令和5年度までの目標値を【進学率94.0%】・【中退率4.0%】と設定しています。

		現状値	備考
全国	進学率	93.7%	平成29年度時点
	中退率	4.1%	
宮崎県	進学率	92.1%	平成30年度時点
	中退率	5.2%	
えびの市	進学率	100.0%	令和2年4月1日時点
	中退率	0.0%	令和2年8月末時点

出典：全国・宮崎県…第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画、えびの市…えびの市資料

4. アンケート調査の実施概要

本計画の策定にあたり、当事者である「子ども」をはじめ直接子どもを養育する「保護者」、さらには子どもや親を支援している民生委員・児童委員*、市民団体、教育機関等「支援者」の三者視点を把握し、より効果的な取り組みを推進するためアンケート調査を実施しました。

(1) 小学5年生・中学2年生調査

調査対象	えびの市内の市立小学校5年生・中学2年生	
調査方法	学校を通じた配付・回収	
調査期間	2020年9月10日～9月24日	
調査数と回収数	小学5年生	調査数：156件 回収数：144件（92.3%）
	中学2年生	調査数：133件 回収数：125件（94.0%）

(2) 保護者調査

調査対象	えびの市内の市立小学校5年生および中学校2年生の保護者 えびの市内の幼稚園および保育園の園児（4・5歳児）の保護者	
調査方法	学校および園を通じた配付・回収	
調査期間	2020年9月10日～9月24日	
調査数と回収数	小学5年生	調査数：156件 回収数：143件（91.7%）
	中学2年生	調査数：133件 回収数：126件（94.7%）
	未就学児	調査数：215件 回収数：168件（78.1%）
	全体	調査数：793件 回収数：437件（89.0%）

(3) 支援者調査

調査対象	えびの市の民生委員・児童委員、市民団体、教育関係者（先生など）	
調査方法	郵送配付・郵送回収、および市の会合を通じた配付・回収	
調査期間	2020年8月～11月	
調査数と回収数	民生委員・児童委員	調査数：60件 回収数：34件（56.7%）
	市民団体	調査数：10件 回収数：9件（90.0%）
	教育機関	調査数：20件 回収数：16件（80.0%）
	全体	調査数：90件 回収数：59件（65.6%）

(4) ヒアリング調査

調査対象	えびの市4地区の主任児童委員
調査方法	支援者アンケート調査結果に基づいたインタビュー方式
調査期間	2020年11月13日

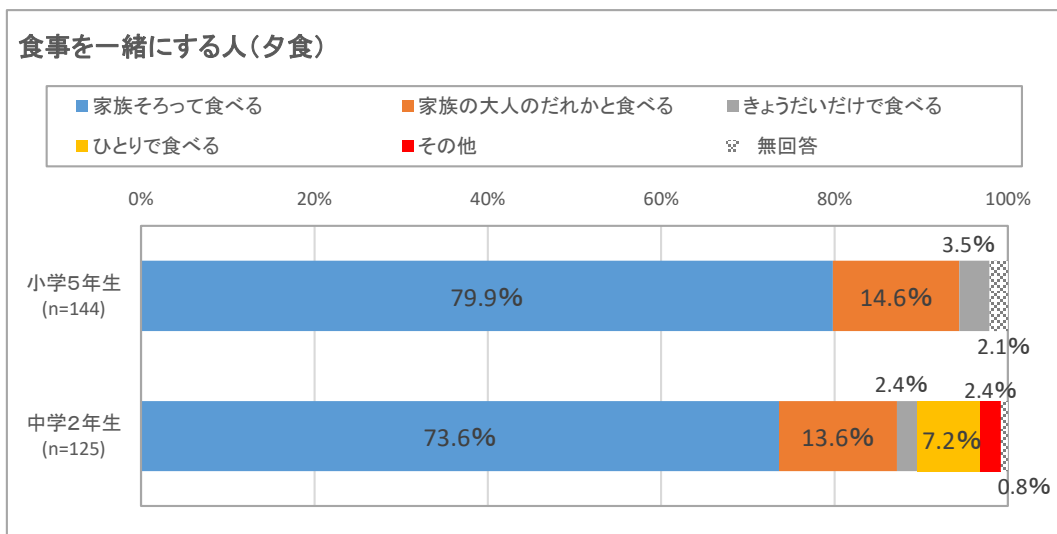
5. アンケート調査の結果概要

〈調査結果利用上の注意〉

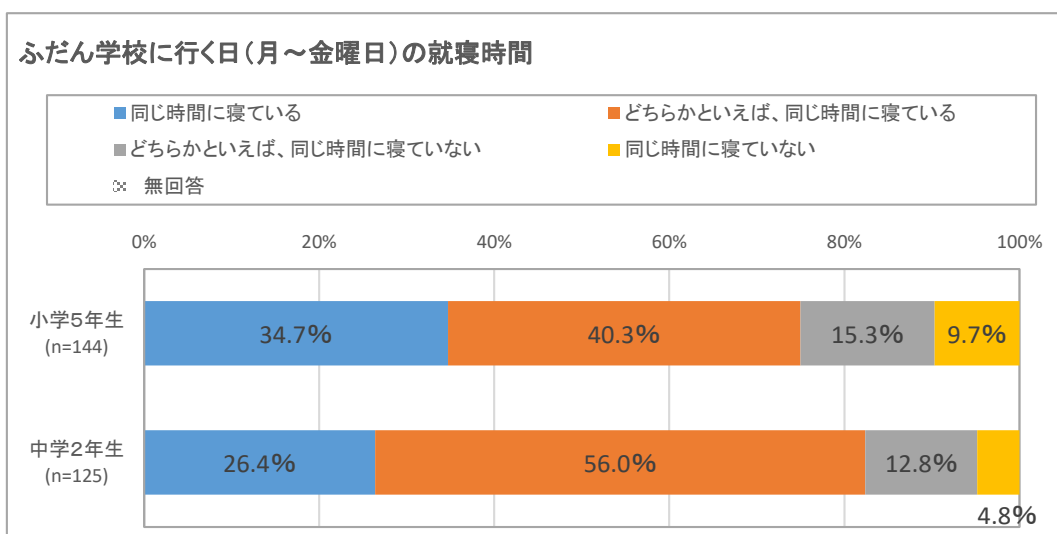
図表に示す n は比率計算上の基数（標本数）になり、各選択肢の回答比率は百分率（%）で小数点以下第二位を四捨五入しています。そのため、比率の合計が 100%にならない場合があります。

(1) 小学5年生・中学2年生調査

〈普段の家庭の状況〉

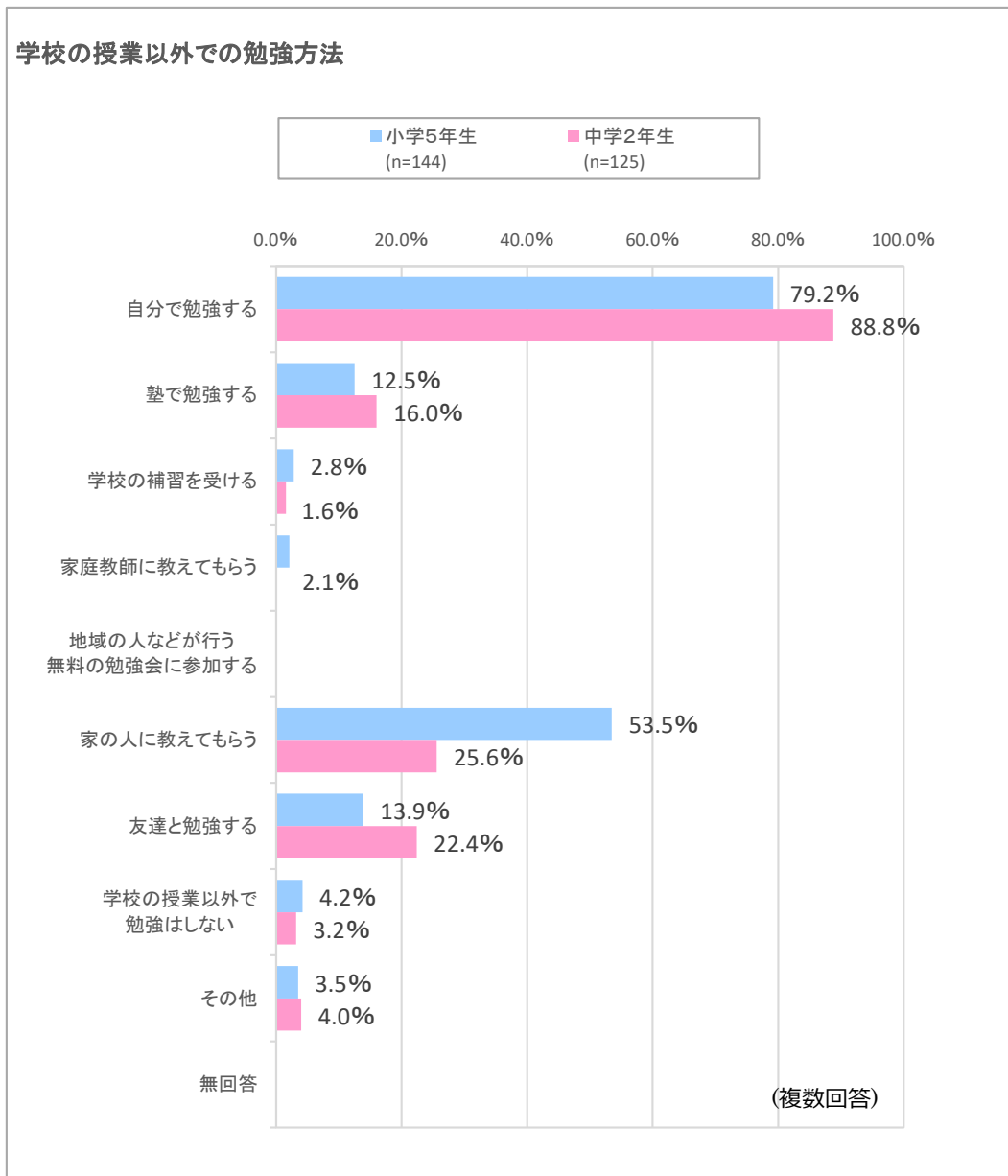


夕食を一緒に食べる人については、小学5年生・中学2年生ともに「家族そろって食べる」の割合が最も高いですが、「きょうだいだけで食べる」「ひとりで食べる」を足した大人と食事を伴っていない値でみると、小学5年生では3.5%、中学2年生で9.6%となっています。



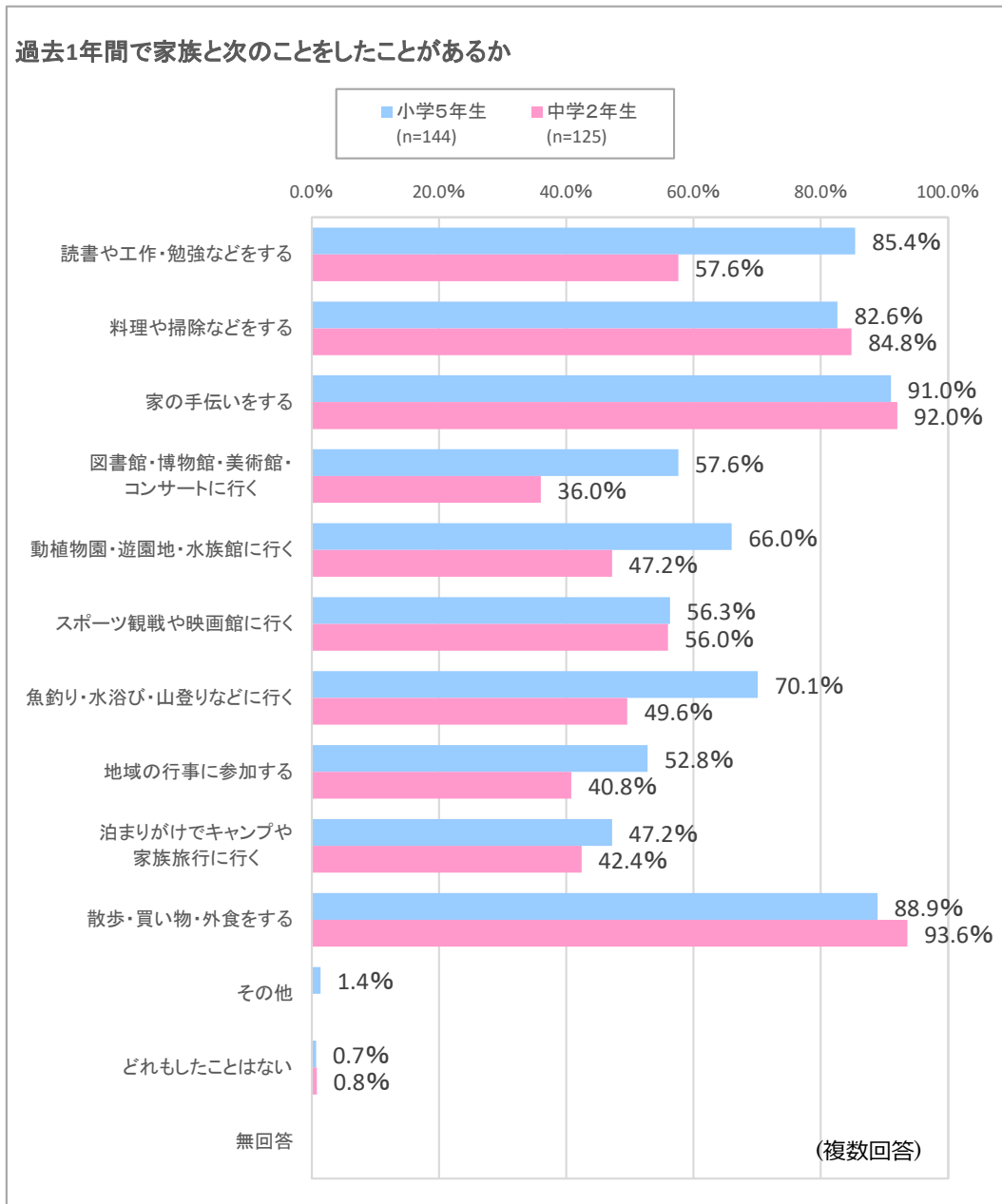
ふだん学校に行く日の就寝時間については、『(どちらかといえば) 同じ時間に寝ていない』が小学5年生は25.0%、中学2年生は17.6%となっています。

〈学校の授業以外での勉強について〉



学校の授業以外での勉強方法については、小学5年生・中学2年生ともに「自分で勉強する」の割合が最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」、「友達と勉強する」が続いています。

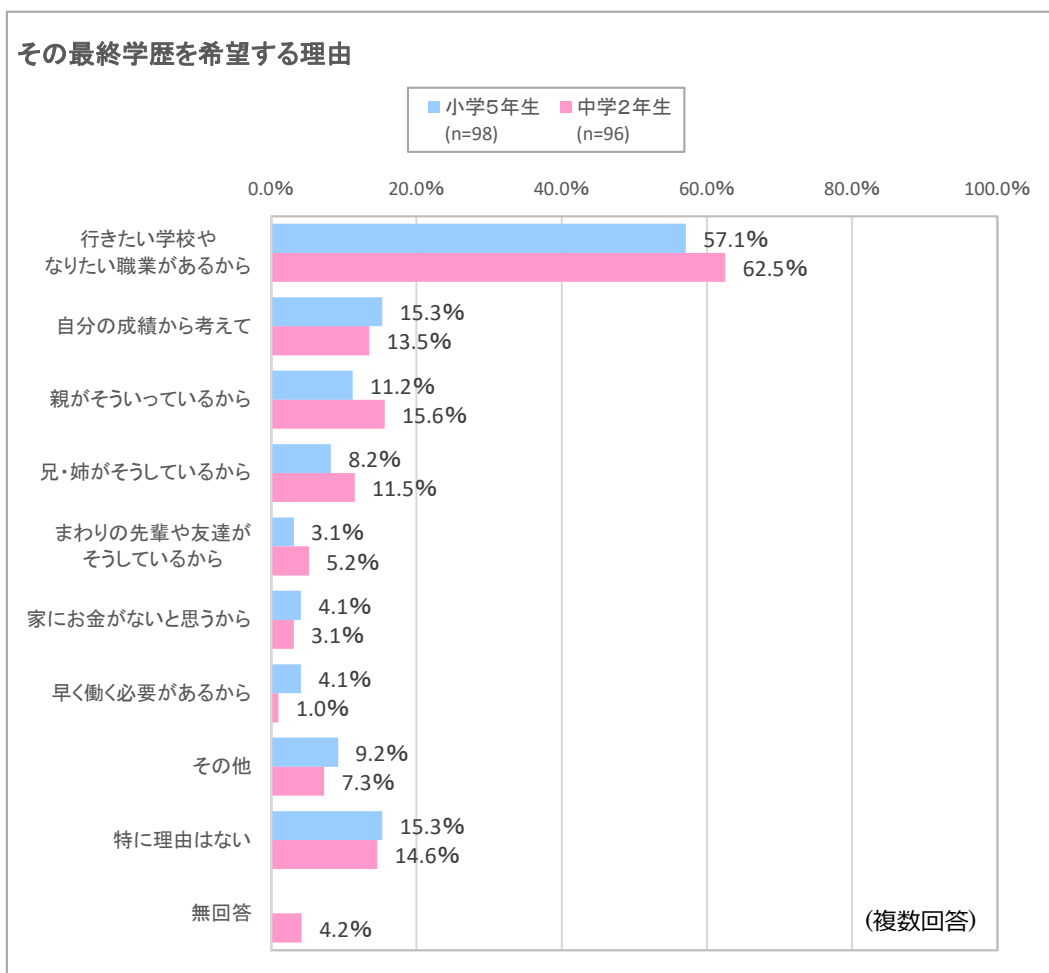
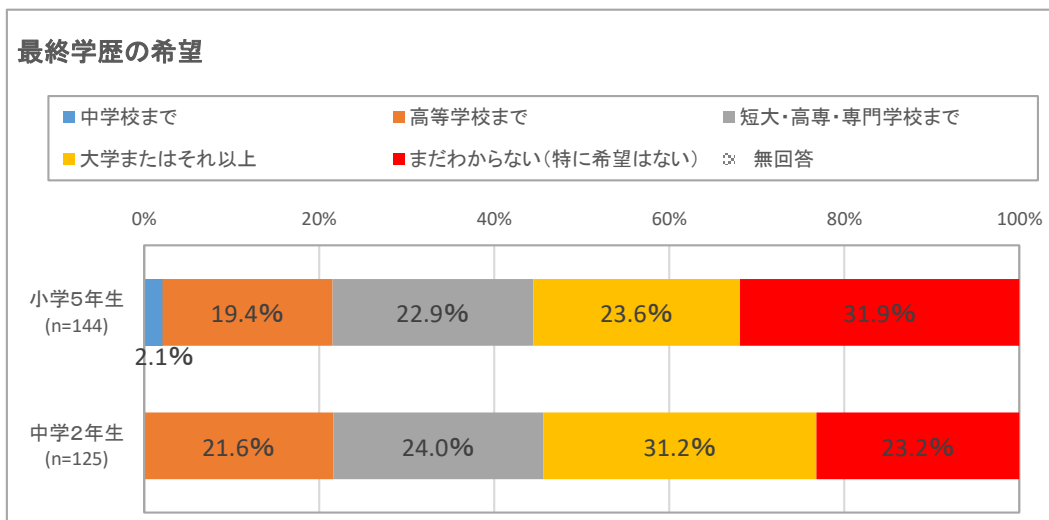
〈家族との過ごし方について〉



過去1年間に家族としたことについては、小学5年生・中学2年生ともに「家の手伝いをする」、「散歩・買い物・外食をする」、「料理や掃除などをする」といった日常的な過ごし方を家族と伴に行っている経験は高くなっていますが、「読書や工作・勉強」といった経験やレジャーをはじめとした非日常的な経験となると、中学2年生のほうが家族と伴には経験していない傾向があります。

「どれもしたことはない」は、小学5年生0.7%、中学2年生0.8%とともにごく少数ですが回答がありました。

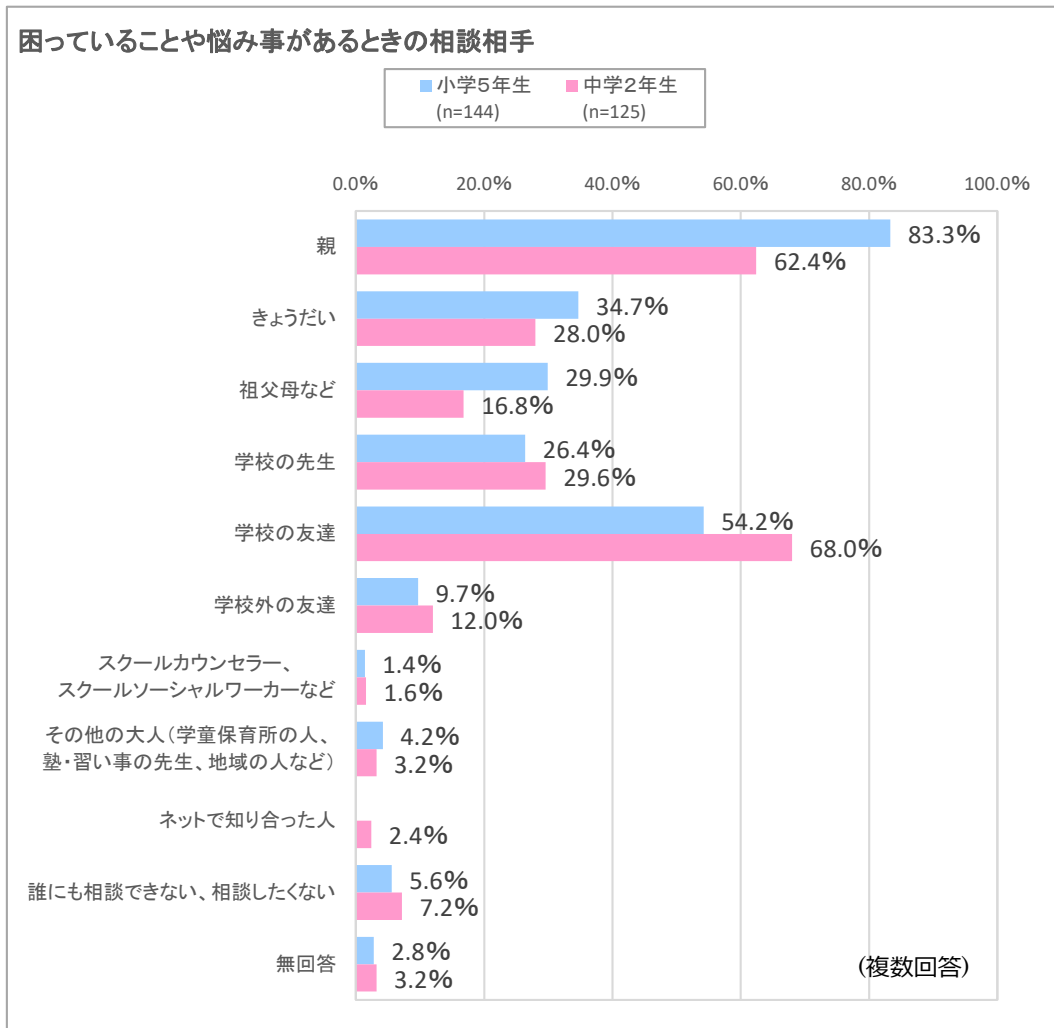
〈自身の進学希望について〉



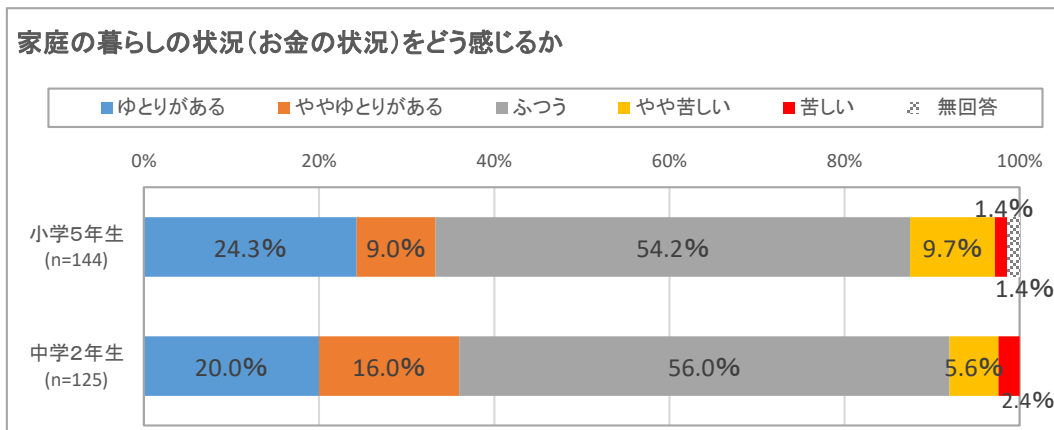
最終学歴の希望について高校卒業以上にあたる「大学またはそれ以上」、「短大・高専・専門学校まで」を足した値でみると、小学5年生は46.5%、中学2年生は55.2%となっています。

その最終学歴を希望する理由については、「家にお金がないと思うから」が小学5年生は4.1%、中学2年生は3.1%と若干の回答がありました。

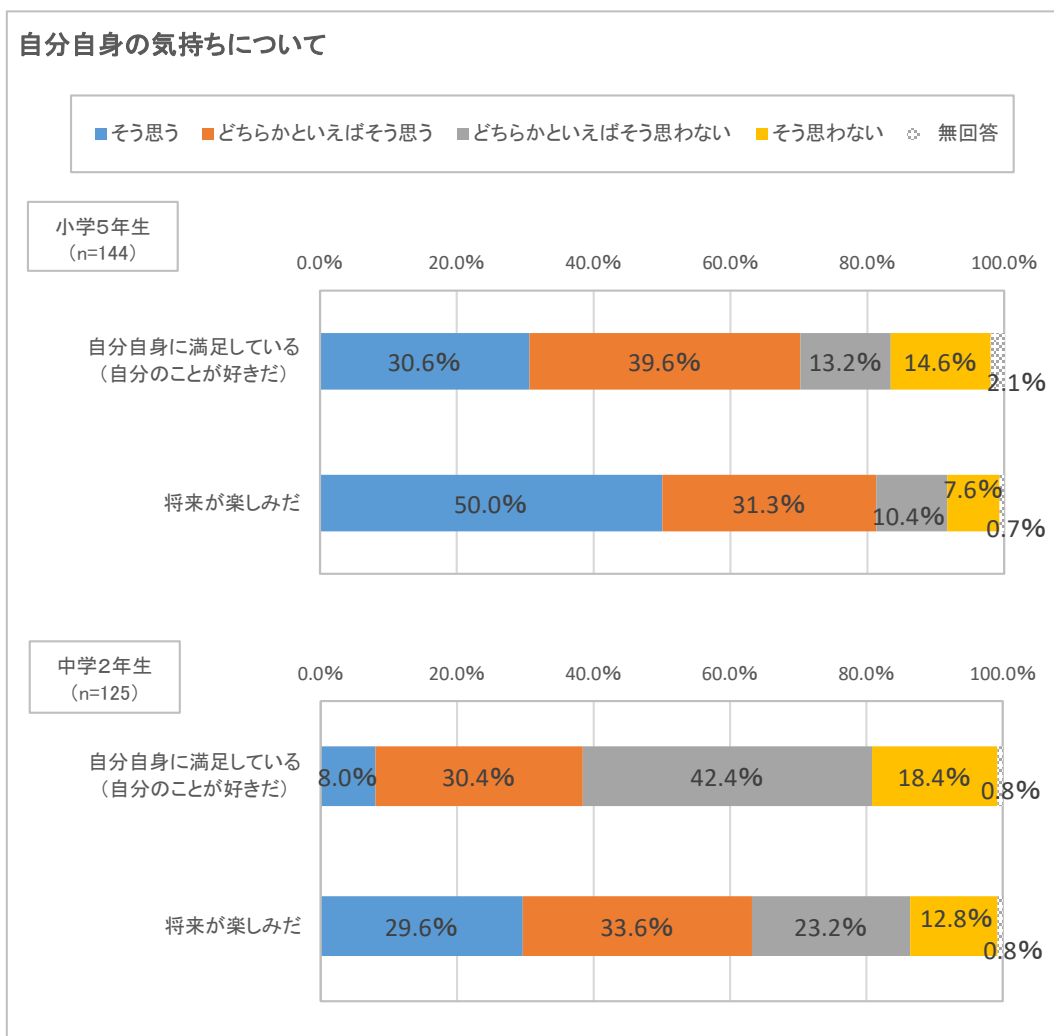
〈自身の考え・気持ちについて〉



困っていることや悩み事があるときの相談相手については、小学5年生では「親」、中学2年生では「学校の友達」の割合が最も高くなっています。「誰にも相談できない、相談したくない」は、小学5年生で5.6%、中学2年生で7.2%の回答がありました。



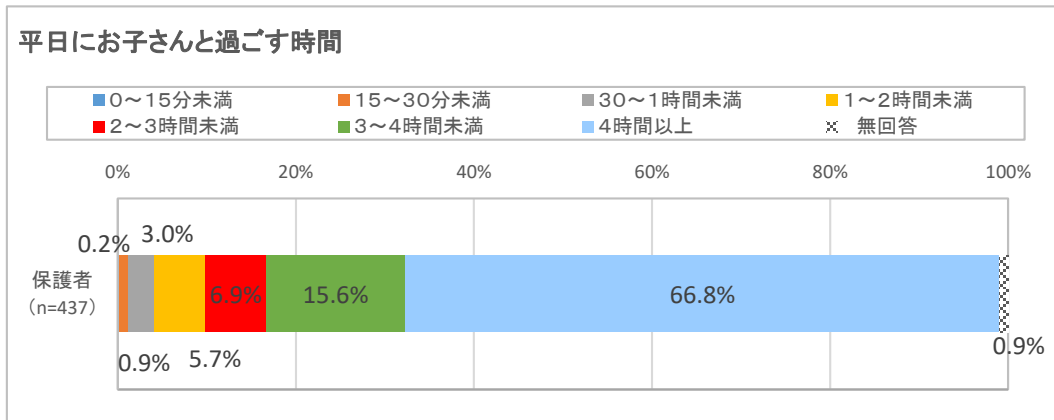
家庭の暮らしの状況をどう感じるかについては、「苦しい」と「やや苦しい」を足した割合をみると、小学5年生は11.1%、中学2年生は8.0%の回答がありました。



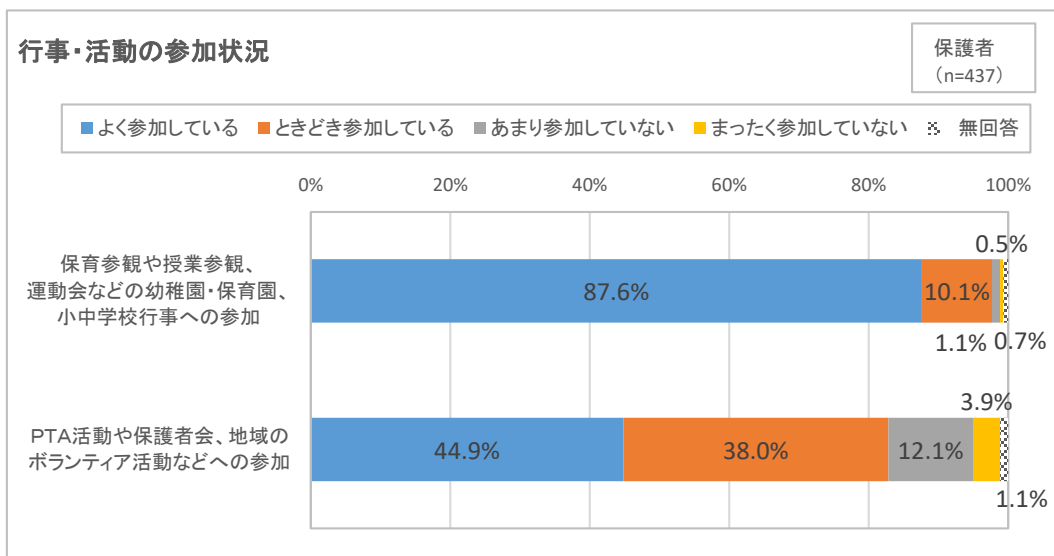
自分自身の気持ちについて自己肯定感に関連する項目を「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合でみると、小学5年生は「自分自身に満足している」70.2%、「将来が楽しみだ」81.3%となっており、7割以上の結果となっています。一方中学2年生では、「自分自身に満足している」38.4%、「将来が楽しみだ」63.2%、となっており、小学5年生の回答よりも全体的に低く、特に「自分自身に満足している（自分のことが好きだ）」という気持ちが小学5年生と比較して著しく低くなっています。

(2) 保護者調査

〈子育ての現状について〉

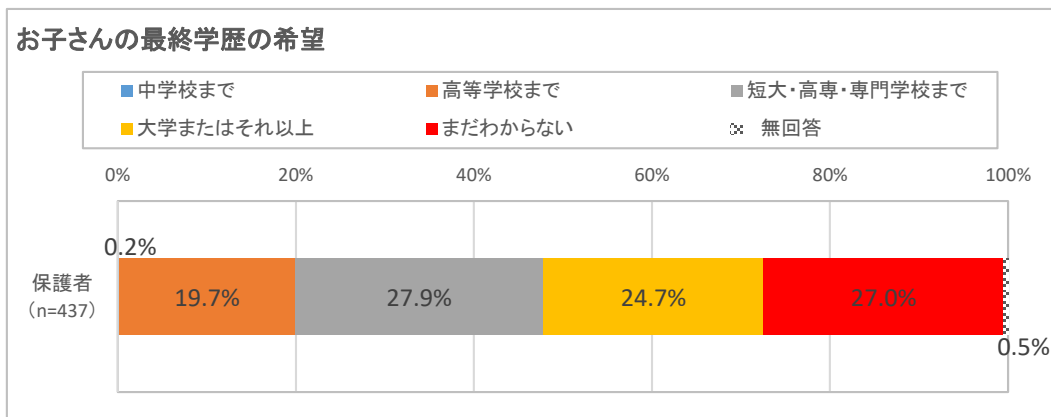


平日にお子さんと過ごす時間については、「4時間以上」が66.8%で最も割合が高く、次いで「3~4時間未満」15.6%となっています。『1時間未満』の保護者は合わせて4.1%います。

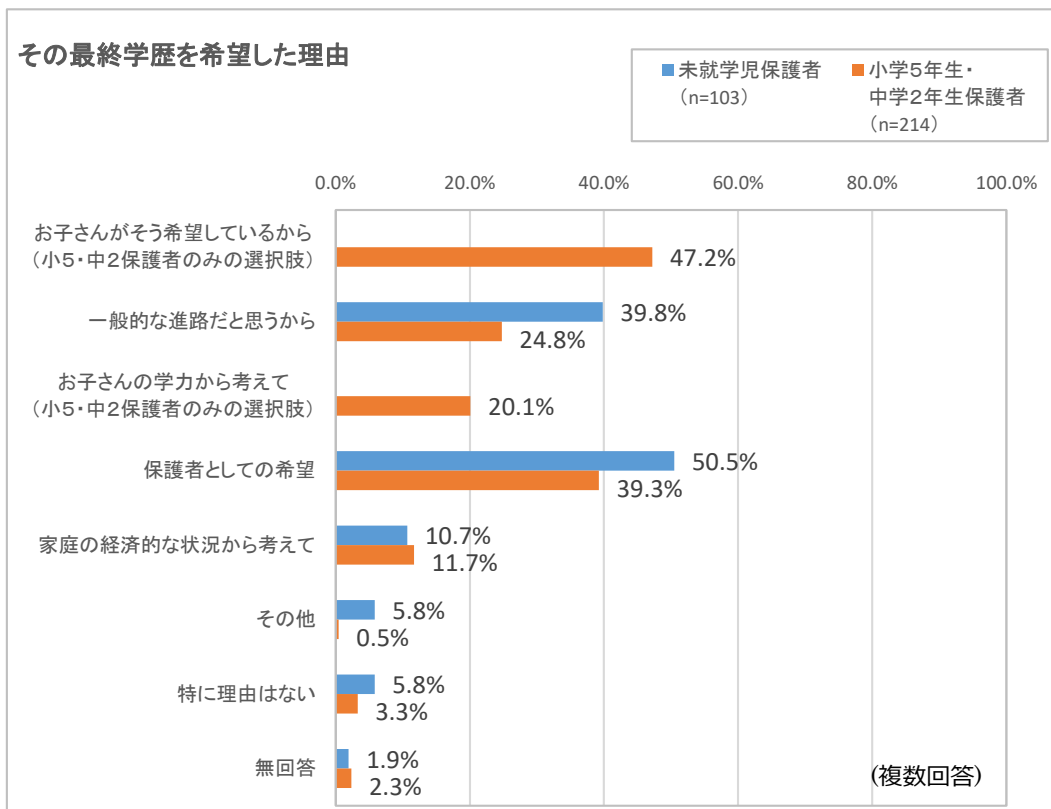


行事・活動の参加状況については、学校・園行事は「よく参加している」が87.6%となっているのに対し、PTA活動や地域の活動は「よく参加している」は44.9%となっています。

〈子どもの進学希望について〉

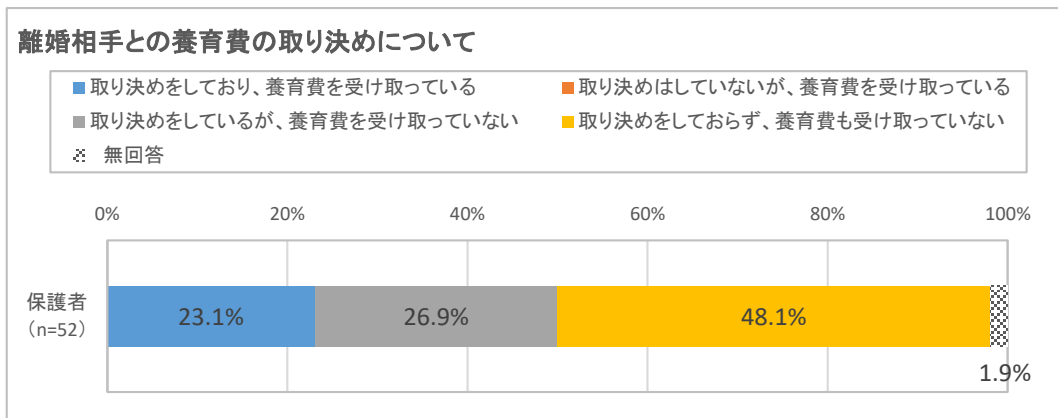
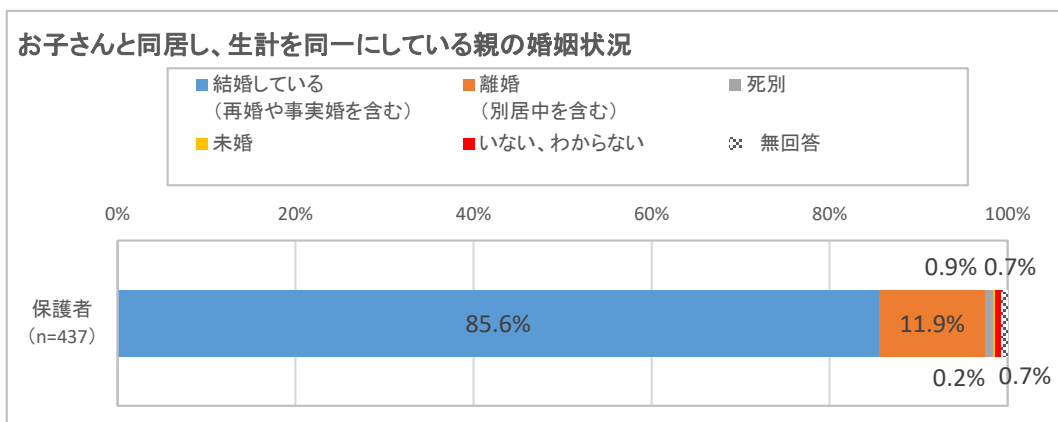
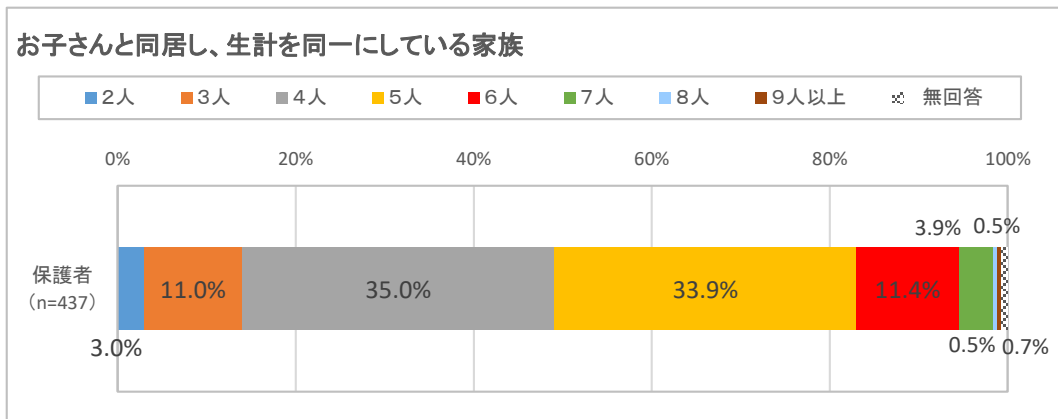


お子さんの最終学歴の希望については、「短大・高専・専門学校まで」が27.9%と最も割合が高く、次いで「まだわからない」27.0%、「大学またはそれ以上」24.7%と続いています。



その最終学歴（まだわからない・無回答を除く）を希望した理由については、未就学児保護者は「保護者としての希望」が最も割合が高いのに対し、小学5年生・中学2年生の保護者は「お子さんがそう希望しているから」が最も高くなっています。「家庭の経済的な状況から考えて」は、未就学児保護者で10.7%、小5・中2保護者で11.7%となっています。

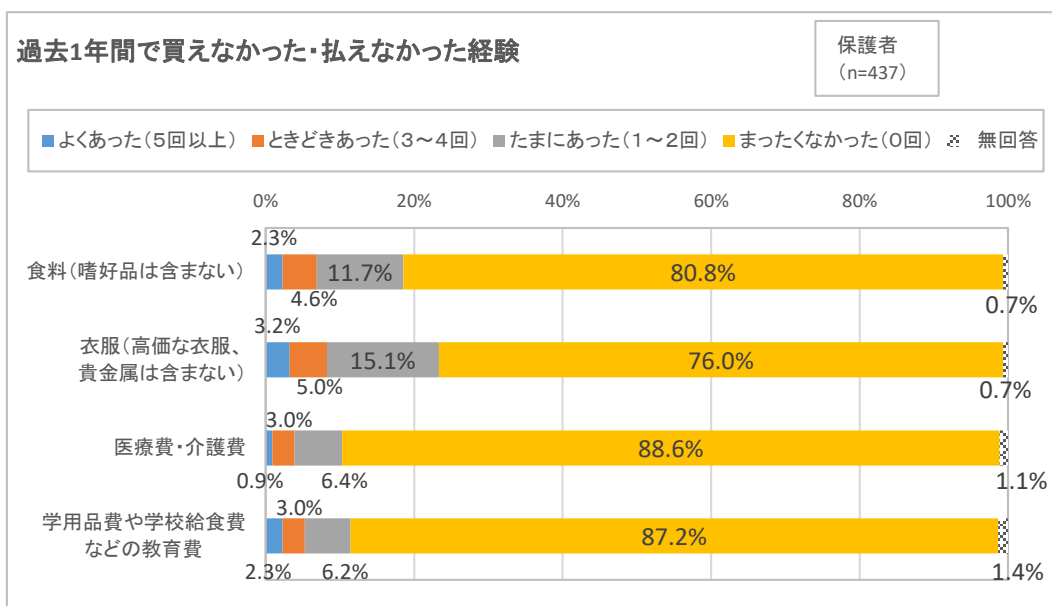
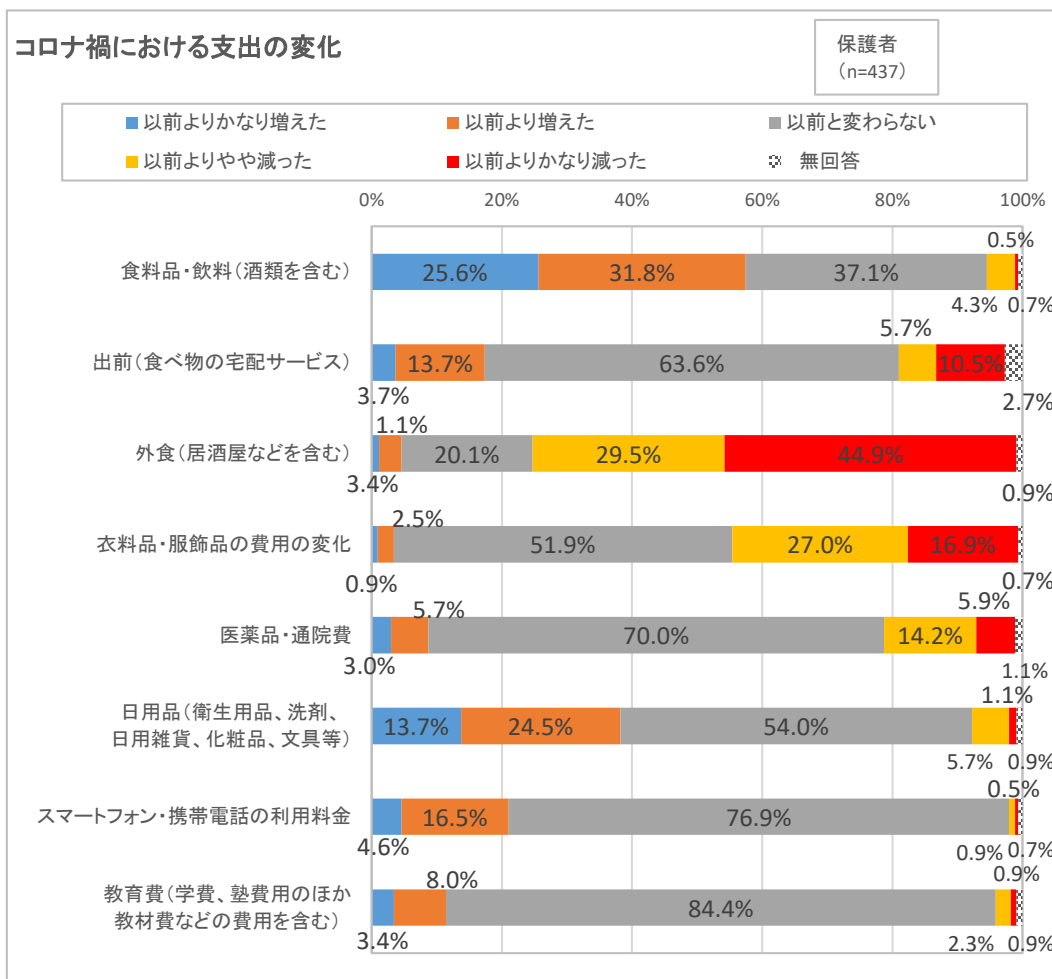
〈世帯の状況について〉



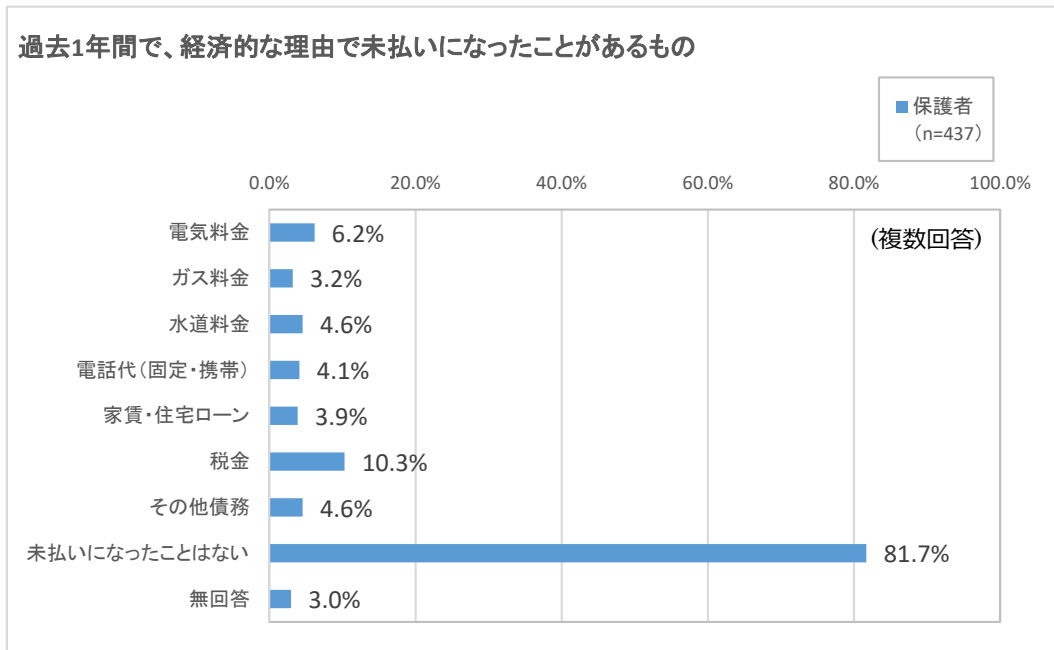
婚姻状況で「離婚（別居中を含む）」と回答した方に養育費の取り決めについてたずねたところ、「取り決めをしているが、養育費を受け取っていない」が26.9%、「取り決めをしておらず、養育費も受け取っていない」が48.1%となっています。

離婚をされた方の75.0%が『養育費を受け取っていない』という回答結果になっています。

〈家計の状況について〉

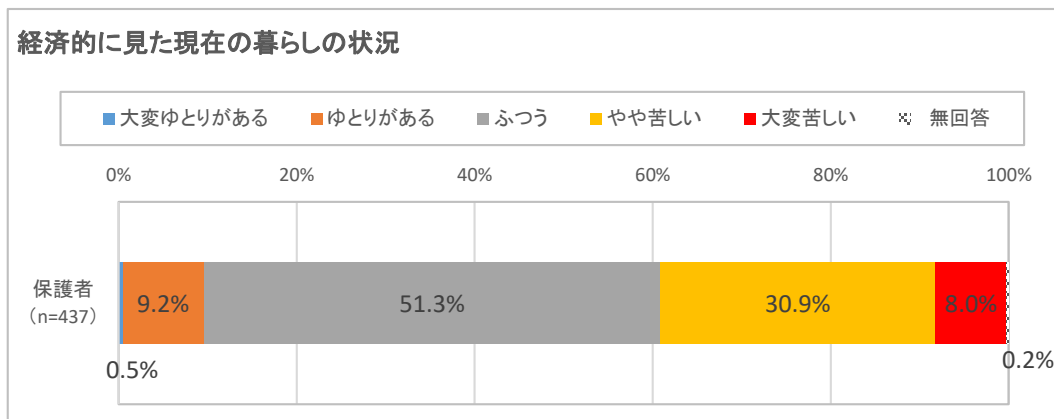


過去1年間で買えなかった・払えなかったという経験が1回でも『あった』と回答したのは、「医療費・介護費」で10.3%、「学用品費や学校給食費などの教育費」で11.5%の回答がありました。



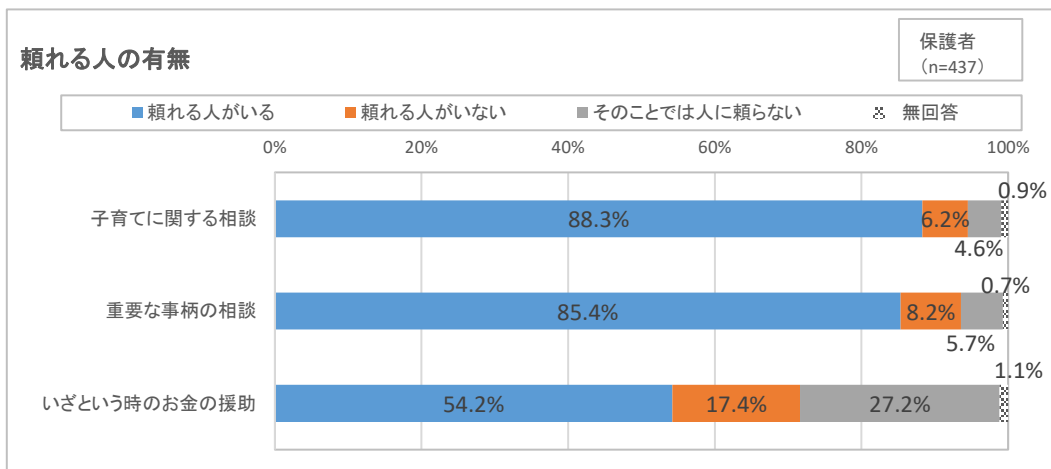
過去1年間で経済的な理由で未払いになったことがあるものについては、「税金」が10.3%で最も割合が高く、次いで「電気料金」6.2%、「水道料金」「その他債務」4.6%の順で高くなっています。

いずれの項目も「未払いになったことはない」という回答は、81.7%でした。

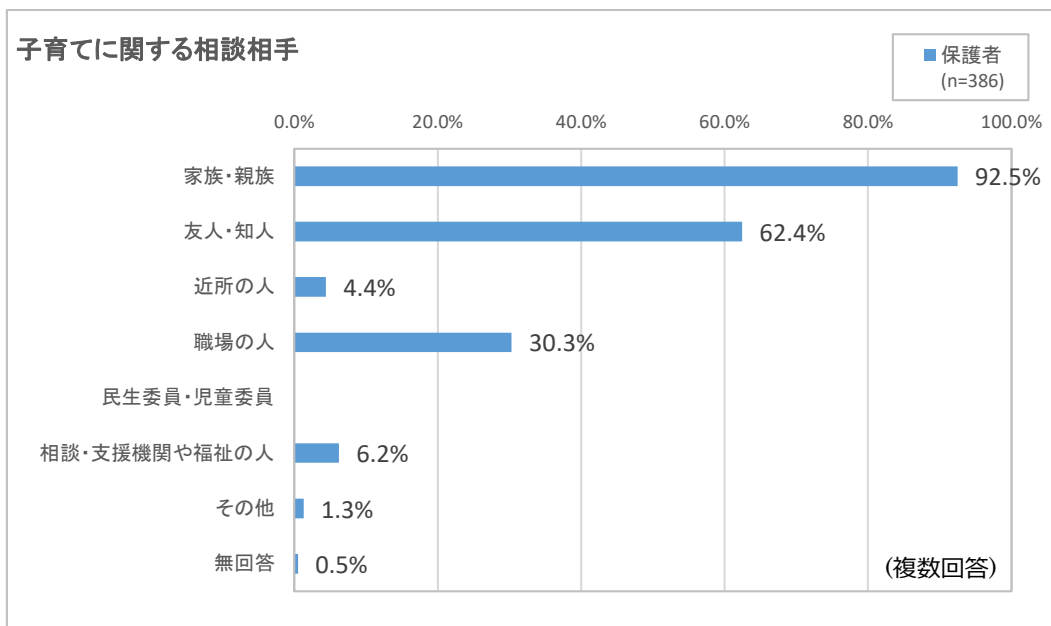


現在の家計については、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」の合計が9.7%に対し、「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計は38.9%の回答があります。自身の世帯の経済的にみた暮らしの状況を4割近い家庭がふつう以下と捉えています。なかでも「大変苦しい」との回答は8.0%あり、1割弱の家庭は経済的に困窮している状況がはっきりと窺える回答結果となっています。

〈相談事の頼れる人について〉

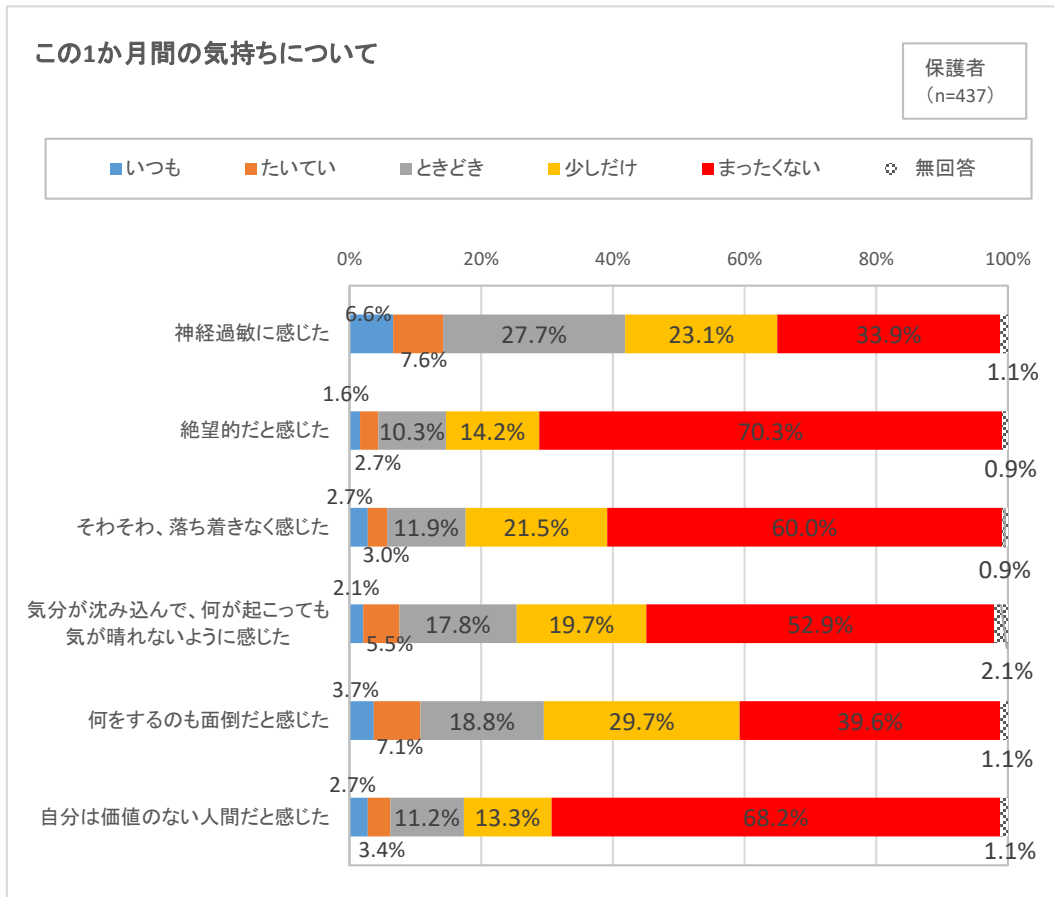


次の事柄での頼れる人の有無について「頼れる人がいる」という回答は、「子育てに関する相談」は88.3%、「重要な事柄の相談」は85.4%、「いざという時のお金の援助」は54.2%となっています。



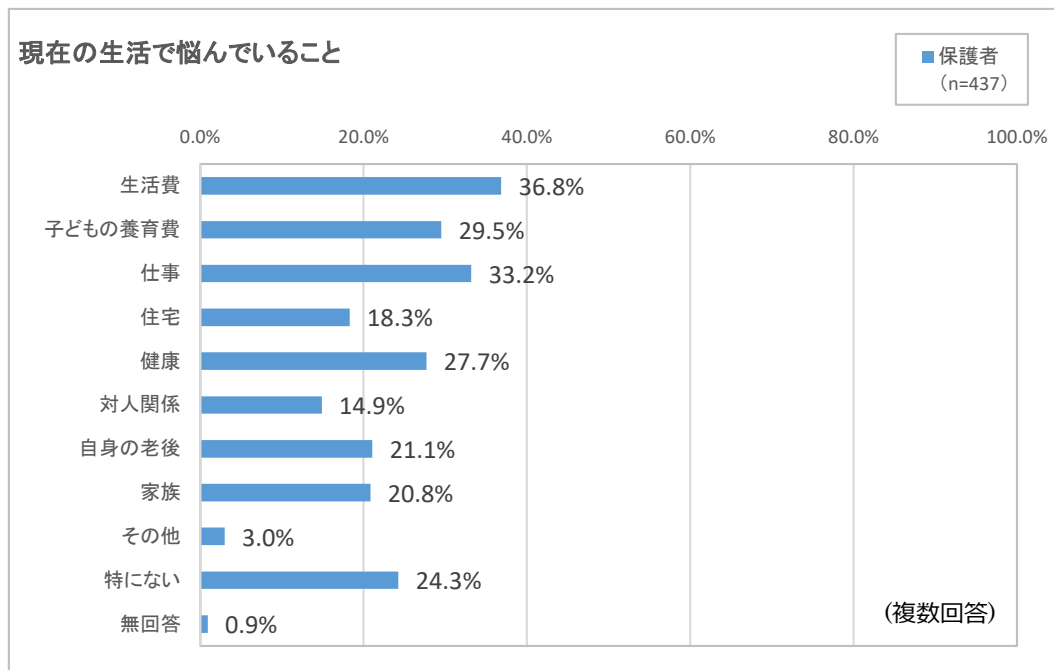
子育てに関する相談について頼れる人がいると回答した方にそれは誰ですかとたずねたところ、「家族・親族」が92.5%で最も割合が高く、次いで「友人・知人」62.4%、「職場の人」30.3%となっています。頼れる人がいると回答した方は身近な人に気軽に相談できる環境があることが窺えます。

〈自身の考え・気持ちについて〉



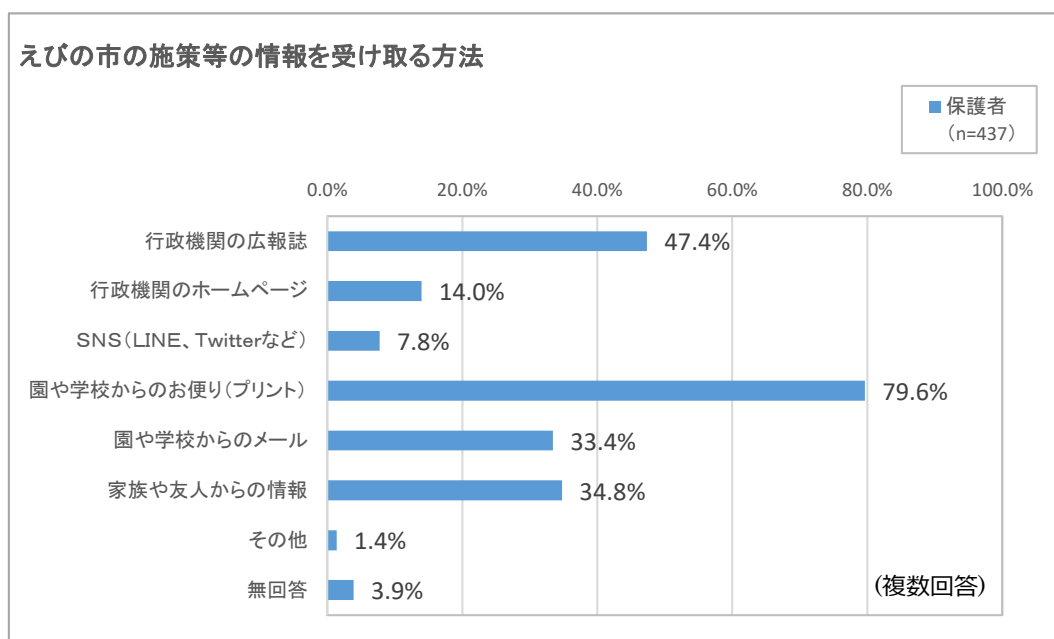
この1か月間での気持ちについてそれぞれの項目をたずねたところ、「絶望的だと感じた」という深刻な心境の方が「いつも」1.6%、「たいてい」2.7%、「ときどき」10.3%、「少しだけ」14.2%と合わせて3割弱回答があります。また、「自分は価値のない人間だと感じた」は3割強、「気分が沈み、気が晴れない」は5割弱、そういった感情を持つことがあると回答しています。

〈悩み事について〉



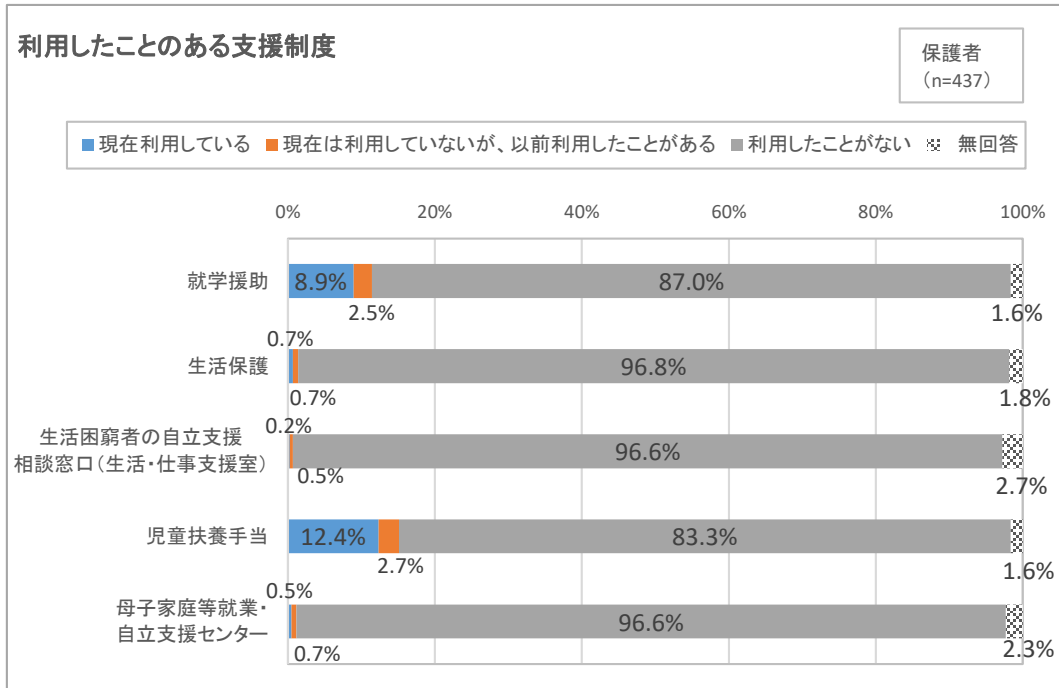
現在の生活で悩んでいることについては、「生活費」が36.8%で最も割合が高く、次いで「仕事」33.2%「子どもの養育費」29.5%と続いており、家庭の支出・収入に関する事柄の割合が高くなっています。

〈支援事業の情報収集について〉

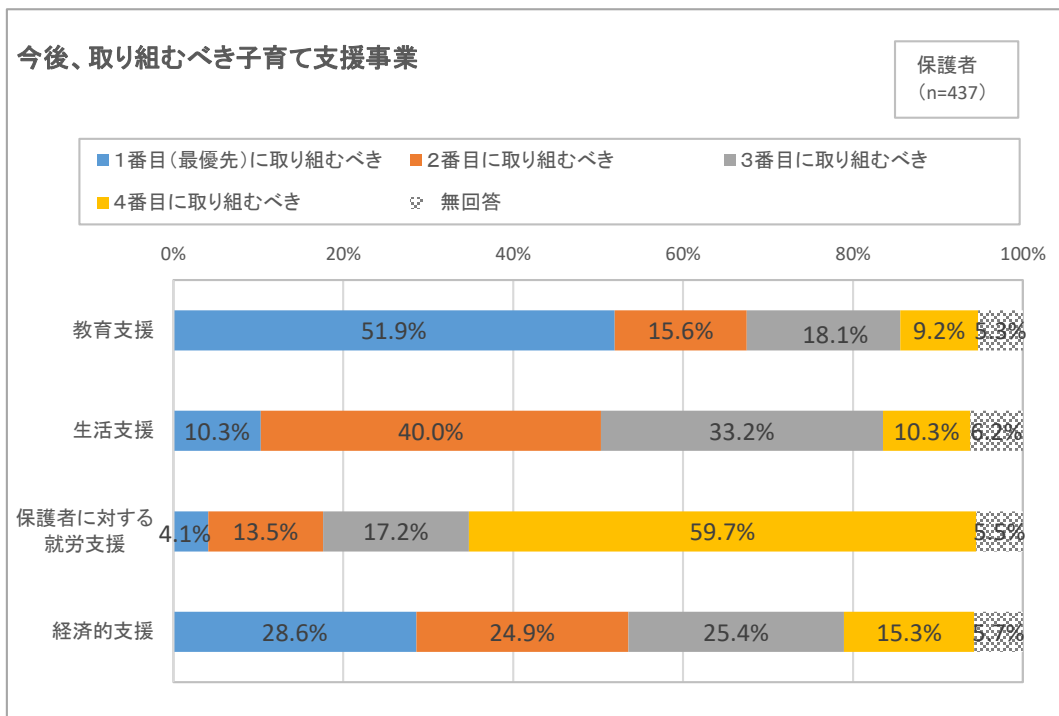


本市の施策等の情報を受け取る方法は、「園や学校からのお便り(プリント)」が79.6%で最も割合が高く、次いで「行政機関の広報誌」47.4%、「家族や友人からの情報」34.8%と続いています。

〈市の子育て支援事業について〉



利用したことがある支援制度については、「現在利用している」が「就学援助」は8.9%、「児童扶養手当」は12.4%の回答がありました。



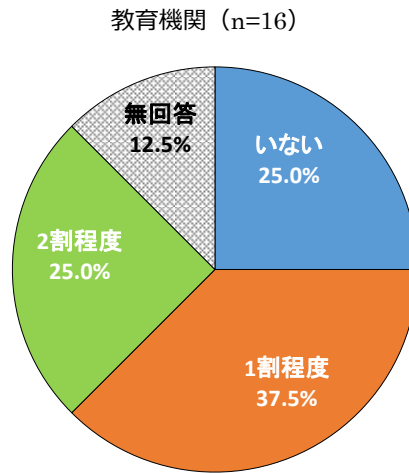
今後取り組むべき子育て支援事業について優先度をたずねたところ、「1番目(最優先)に取り組むべき」は「教育支援」が最も割合が高く、次いで「経済的支援」、「生活支援」となっています。

【各支援の具体的な内容について】

分類	内 容	件数
教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校授業における発達や学力の違いによる支援の充実（教育環境格差をなくすための取り組み、学校内での通信教育設備の強化） ・ゲーム依存・ネット依存の相談・支援・指導の充実 ・スクールカウンセラー*の配置 ・都会でも田舎でも変わらない選択肢を子どもに与えられるような環境、機会の整備 ・子どもが多い世帯も安心して進学出来る様な支援（貸付額を増やす、返済期間を長くする） <p style="text-align: right;">等</p>	56件
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高校までの医療支援 ・コロナ禍の影響で収入が減少した家庭への支援（地域振興券などの配布、おむつやミルクなどの割引券の配布） ・多子世帯への支援（手当額が少ない） ・病気療養中のため働けないひとり親への支援 <p style="text-align: right;">等</p>	12件
保護者に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育（学童）の確保、長期休暇（お盆・年末年始など）や子どもの病気時に保護者が働きやすい・休みやすい環境の整備 ・ひとり親の就労が安定するような支援（企業に補助金を出す） <p style="text-align: right;">等</p>	7件
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成の拡充、義務教育までの助成金。教材費（基本教科書代・制服代など）の無料化 ・仕事や賃金が都会と比べると差も大きい、子どもの成長にかかる費用は都会とかわらない。子ども達が楽しく成長できるような支援 ・子育て世帯への給付金の拡充（児童手当以外で） ・コロナ禍の影響や自然災害等も増え、昔と比べて非常時の出費（想定外の出費）が多い。地域（他県）との賃金格差もあるため、対象を絞った支援だけでない全世帯一律の経済的支援 <p style="text-align: right;">等</p>	31件
計		106件

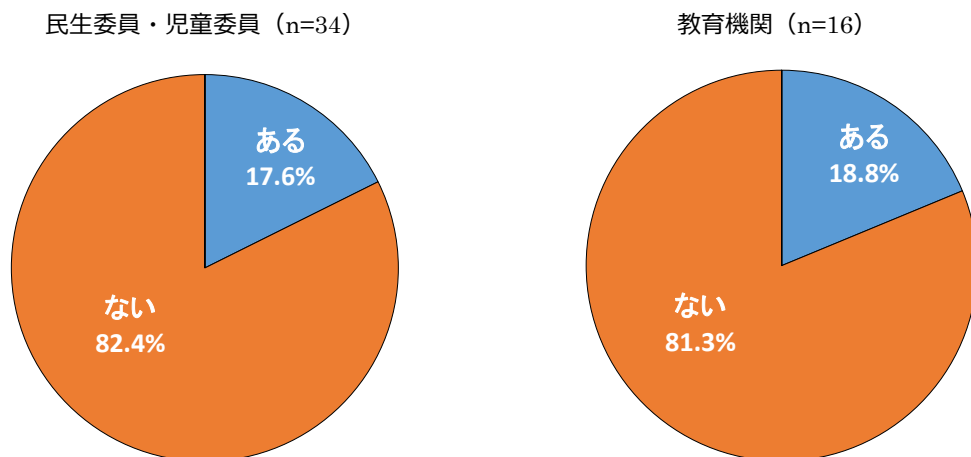
(3) 支援者調査

〈各教育機関における経済的に困難を抱えていると思われる様子の子どもの割合〉



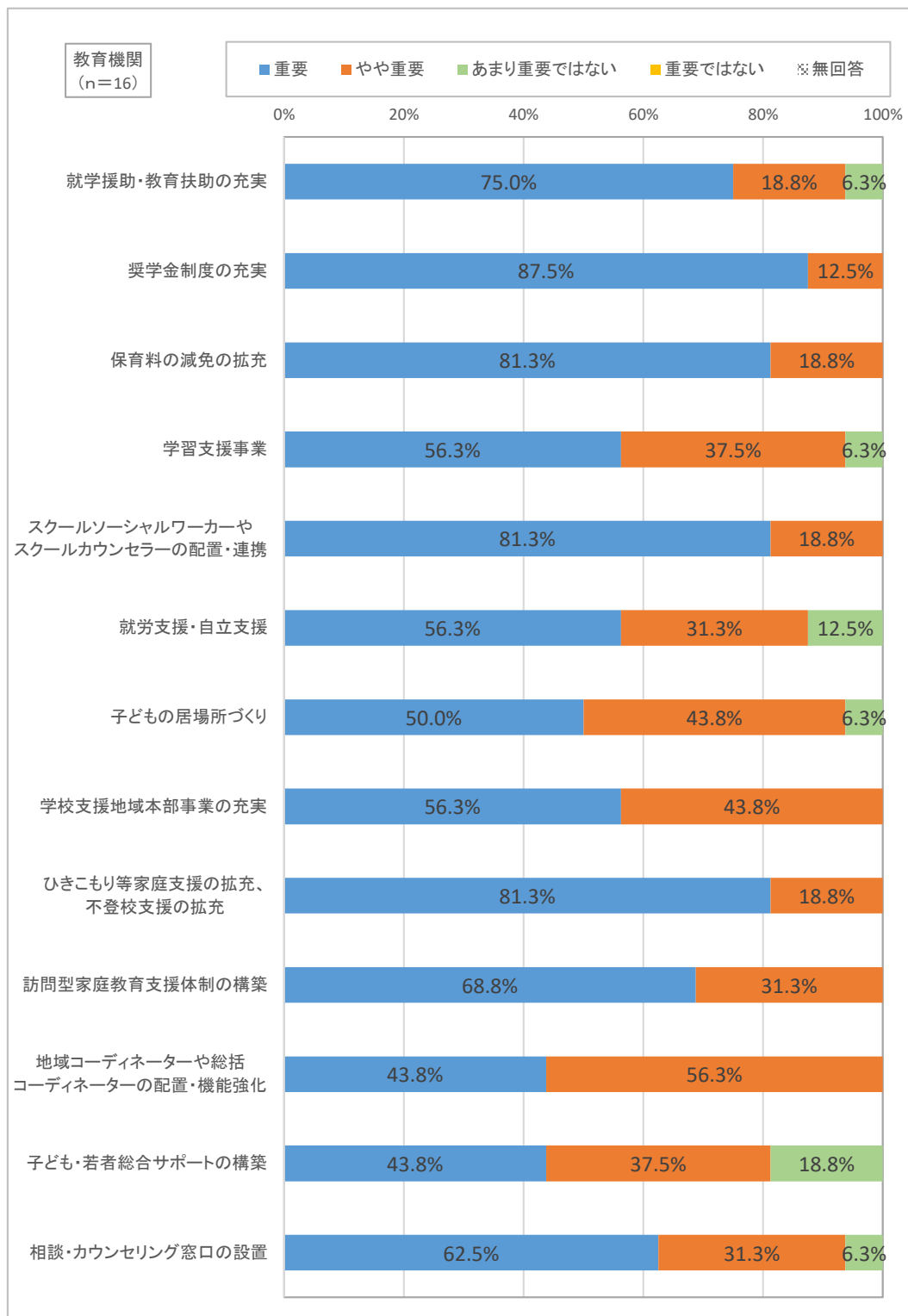
各教育機関において経済的に困難を抱えていると思われる様子の子どもの割合をたずねたところ、「1割程度」いるが37.5%、「2割程度」いるが25.0%と回答がありました。また「いない」という回答は25.0%あり、その回答はすべて幼稚園・認定こども園からのものでした。

〈経済的に困難を抱えている「子どものいる家庭」からの相談経験〉



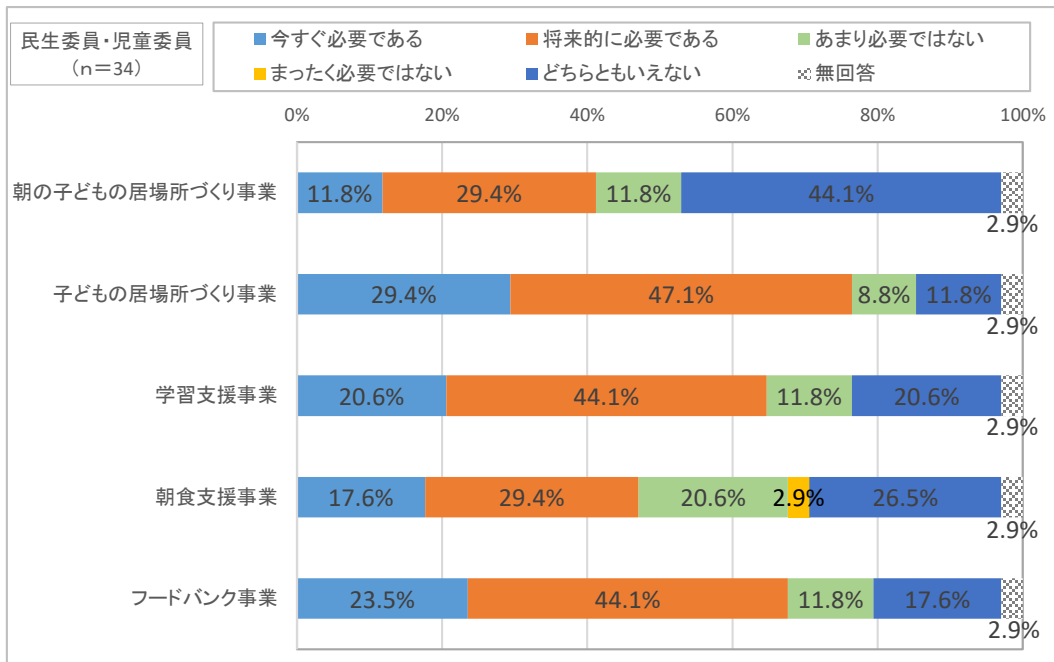
地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務められている民生委員・児童委員の方からの回答、子どもたちと身近に接している各教育機関からの回答、どちらも実際に「子どものいる家庭」からの経済的な相談を受けた経験は、2割弱でした。

〈子育て支援に関する様々な取り組みについての今後の重要度〉

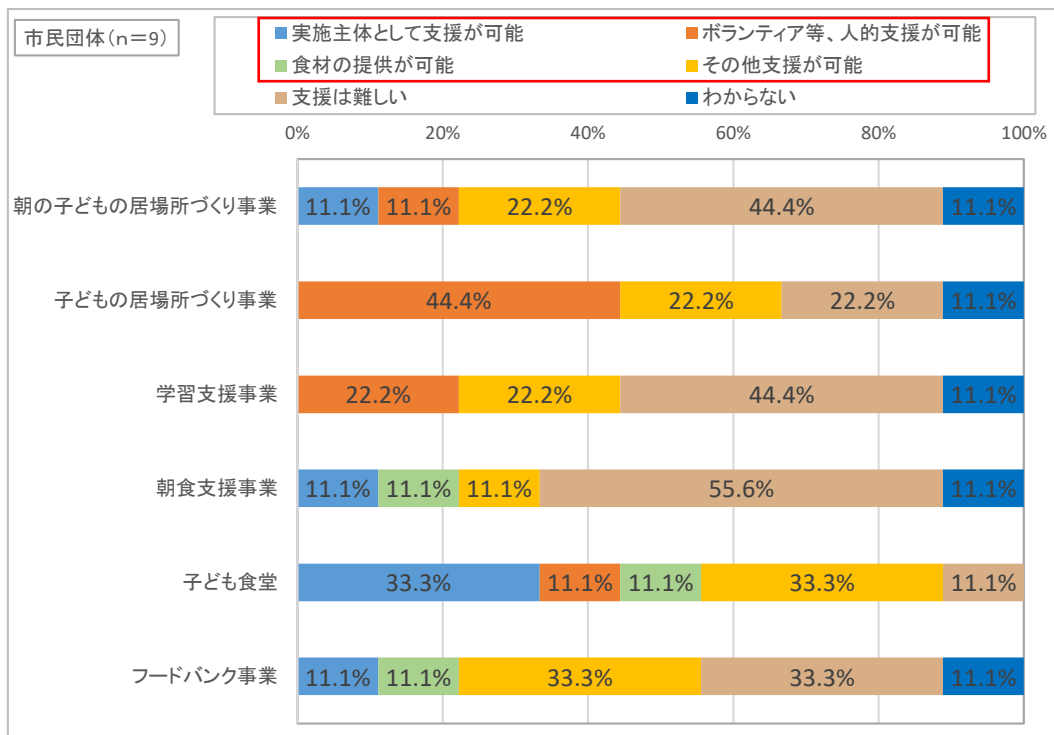


教育機関の方の回答で、子育て支援事業の今後の重要度について「重要」と回答したのは「奨学金制度の充実」が87.5%で最も割合が高く、次いで「保育料減免の拡充」、「スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラーの配置・連携」、「ひきこもり等家庭支援の拡充、不登校支援の拡充」81.3%となっています。

〈子どもの貧困対策推進のための、市の子育て支援事業の必要度・支援可否〉



民生委員・児童委員の方の回答で、市の子育て支援事業の必要度を「今すぐ必要である」と「将来的に必要なである」を合わせた値でみると、「子どもの居場所づくり事業」、「フードバンク事業*」、「学習支援事業」の順で割合が高く、いずれも6割以上となっています。



市民団体から、今後の支援可否について『何らかの支援が可能（※赤囲い）』という回答は、「子ども食堂」、「子どもの居場所づくり事業」、「フードバンク事業」の順に割合が高くなっています。

(4) ヒアリング調査

子どもの貧困対策推進に関して、今後必要な支援・事業についての意見を以下に集約します。

○スクールアシスタントの設置を

学校にスクールアシスタント*の設置をしてほしい。そういった先生が学校にすることで、子どもたちが相談して様々な支援につながっていく。以前はあったが、予算編成で打ち切られてしまったので復活してほしい。学校に言える場所・人がいることは、様々な支援へとつながっていく事になる。

○幼稚園や保育園、学校との連携を

気づく場所は、地域ではなく幼稚園・保育園や学校である。

学校側もきちんと把握しているので、校長先生（教員）や家庭相談員との密な連携をとって情報を受け、見守っていかなければならない。

○保護者の意識改革を

子どもの貧困の原因は必ずしも家庭が切迫しているからというだけではなく、子どもの事にお金が回ってこない現状があるのではないかと。

保護者が子ども以外のことで使用してしまうため、保護者の意識づけ、意識改革が必要である。各種手当がきちんと子どもにまで回っている状態であれば、生活していくのにそこまで困りはしない。このような調査をすることで、他人事ではなく地域みんなで意識し考えるようになる。

○子どもの居場所づくりを

子どもが多くの人に出会う機会をつくらなければならない。様々な出会いをし、様々なきっかけを得るための場を提供する必要がある。

子ども食堂や学習支援は、子どもと一緒に作ったり学んだりできる場でありいい機会となっている。もう少し頻度を増やすことができれば、また、地区の垣根を超えて実施できればよい。

○その他、課題等

子ども食堂は、本当に困っている人、来てほしい人が利用していない現状があり、実施に関しては資金・スポンサーの問題もある。

経済的な支援は入っている。しかし、子どもが貧困なのは親の意識等の別の問題もある。

義務教育＝給食無償化。国の政策として進めてもらいたい。

貧困に対しては、大人も・子どもも、困っている人はプライドもあってなかなか困っていることを口に出せない。相談を受けても難しい現実もある。

5. アンケート調査の分析概要

(1) 本市の子どもの貧困率

本調査では、未就学児、小・中学生の保護者を対象としたアンケート調査で得られた世帯構成・世帯人数・可処分所得のデータを基に「ひとり親世帯」、「相対的貧困率」を計算しました。調査結果から算出された等価可処分所得の中央値は 168 万円となっています。

「相対的貧困率」は今章の【3.子どもの貧困率の推移】に記載しました厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の手法を使い、等価可処分所得が中央値の半分に満たない世帯を算出し「相対的な貧困世帯」として捉えています。

<貧困線の算出方法>

※本調査では可処分所得を 100 万～150 万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握しているため、選択肢の上限値と下減値の中央値を用いて等価可処分所得を算出しています。

(例) 可処分所得が「300～350 万円」の 3 人世帯の場合、可処分所得を 325 万円として、世帯人数の平方根「√3」で割り等価可処分所得を算出。

<アンケート調査結果から算出した相対的貧困率>

<全体>

	世帯数	相対的 貧困世帯	無回答	国の貧困線を 下回る世帯
未就学児用調査	168	19	11	46
小学5年生用調査	143	18	8	44
中学2年生用調査	126	26	5	36
合計	437	63	24	126
割合	-	14.4%	5.5%	28.8%

<ひとり親世帯>

	母子世帯	父子世帯	ひとり親 世帯合計	相対的 貧困世帯	無回答	国の貧困線を 下回る世帯
未就学児用調査	6	2	8	3	1	4
小学5年生用調査	17	2	19	9	0	13
中学2年生用調査	18	3	21	10	1	13
合計	41	7	48	22	2	30
割合	85.4%	14.6%	100.0%	45.8%	4.2%	62.5%

調査結果より算出された貧困線を下回る相対的な貧困世帯の割合は、全体で 14.4%、ひとり親世帯では 45.8%となっています。

また、国が公表している「2019 年国民生活基礎調査」で示されている最新の 2018 (平成 30) 年の貧困線 127 万円を基準に、調査結果で得られた等可処分所得から子どもの貧困率を計算すると、126 世帯が貧困線を下回る世帯に該当しました。これは全体の 28.8%にあたり、ひとり親世帯 (大人が 1 人) に限定すると、全 48 世帯中の 30 世帯・62.5%にあたります。

※本調査の世帯構成・世帯人数・所得状況から算出した等可処分所得の中央値の 50% (貧困線) は、国民生活基礎調査とは調査対象や調査方法が異なり、国が公表している貧困線と大きく差があります。そのため、純粋な比較はできないことに注意が必要です。

(2) 分析の概要

保護者に対するアンケート結果では、経済的にみた現在の暮らしの状況を「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答した合計が38.9%となっており、4割近い世帯は家計が苦しい状況であるという回答でした。そのため、分析では国の貧困線を下回る28.8%の世帯を、「経済的に困窮していると思われる世帯」と設定し、その該当世帯と「ひとり親世帯」、それぞれの世帯にどういった傾向があるかを「カイニ乗検定*」と「残差分析*」という2つの手法を使い整理しています。

また、保護者の回答から得られた等価可処分所得から、その子どものアンケート票は同一世帯と紐付け、子どものアンケート結果からも分析を行っています。

6. アンケート調査の分析結果

(1) 小学5年生・中学2年生調査の分析

分析の結果、「経済的に困窮していると思われる世帯」、「ひとり親世帯」の子どもには、該当しない世帯の子どもと比較し以下のような傾向がみられました。

<「経済的に困窮していると思われる世帯」の小学5年生・中学2年生に一定の傾向がみられた項目>

生活実態・考え	傾向
夕食を一緒にする人	「家族そろって、または家族の大人の誰かと、一緒に食べていない」傾向にある
授業以外での勉強時間（学校がある日）	「まったくしない」と「3時間より多い」の傾向にある（両極端に分かれる）
現在通っている塾や習い事	「なにもしていない」傾向にある
最終学歴の希望	「高等学校まで」を希望する傾向にある
最終学歴の希望の理由	「家にお金がないと思うから」を選ぶ傾向にある
自身の家庭の暮らしの状況（お金の状況）	「少し苦しい」と感じる傾向にある
自分自身に満足している （自分のことが好きだ）	「そう思わない」傾向にある
よく頭やお腹が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする	「あてはまる」と感じる傾向にある
心配事が多く、いつも不安だ	「あてはまる」と感じる傾向にある

<「ひとり親世帯」の小学5年生・中学2年生に一定の傾向がみられた項目>

生活実態・考え	傾向
授業以外での勉強時間（学校がない日）	「まったくしない」傾向にある
自身の家庭の暮らしの状況（お金の状況）	「少し苦しい」と感じる傾向にある
自分自身に満足している（自分のことが好きだ）	「そう思わない」傾向にある
自分の将来が楽しみだ	「そう思わない」傾向にある

(2) 保護者調査の分析

分析の結果、「経済的に困窮していると思われる世帯」、「ひとり親世帯」の保護者には、該当しない世帯の保護者と比較し以下のような傾向がみられました。

＜「経済的に困窮していると思われる世帯」の保護者に一定の傾向がみられた項目＞

生活実態・考え	傾向
お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	「あてはまらない」傾向にある
幼稚園・保育園・学校行事への参加	「よく参加している」傾向にはなく、「ときどき参加している」傾向にある
子どもの最終学歴の予想	「高等学校まで」の傾向にあり、「大学またはそれ以上」を選ばない傾向にある
子どもの最終学歴の予想の理由	「家庭の経済的な状況から考えて」を選ぶ傾向にある
親の婚姻状況	「離婚（別居中を含む）」傾向にある
父親・母親の就労状況	父親の就労形態が「自営業」の傾向にある
コロナ禍による世帯の収入の変化	【変わった（減収になった）】傾向にある
コロナ禍による世帯の支出状況の変化 （食料品・日用品など）	【以前と変わった】傾向にある
コロナ禍による世帯の支出状況の変化 （スマートフォン・携帯電話の利用料金）	「以前よりかなり増えた」傾向にある
過去1年間で、家族が必要な物が買えなかった経験 （食料品・衣服類）	2項目とも「よくあった（5回以上）」傾向にある
過去1年間で、学用品費や学校給食費などの教育費が払えなかった経験	「よくあった（5回以上）」傾向にある
過去1年間で、固定費が払えなかった経験 （電気・ガス・水道・税金など）	『なにかしら未払いになったことがある』傾向にある
相談相手の有無 （子育てに関する事・重要な事柄・お金に関する事）	3項目とも「頼れる人がいない」傾向にある
この1ヶ月の気持ちについて （神経過敏に感じた、自分は価値のない人間だと感じた）	2項目とも「いつも」と感じる傾向にある
自身の生活で悩んでいること	「子どもの養育費」を選ぶ傾向にある
子育て支援に関する取り組みの今後の重要度	就学援助・教育扶助の充実を「重要」と考える傾向にある
今後、1番目（最優先）に取り組むべき子育て支援事業	「経済的支援」を選ぶ傾向にある

＜「ひとり親世帯」の保護者に一定の傾向がみられた項目＞

生活実態・考え	傾向
テレビ・インターネット・ゲーム等の視聴時間（遊ぶ時間）のルールを決めている	「どちらかといえばあてはまらない」傾向にある
子どもだけで夜間に留守番をさせている	「あてはまる」傾向にある
幼稚園・保育園・学校行事への参加	「ときどき参加している」と「まったく参加していない」傾向にある
子どもが塾や習い事へ通っていない理由	「通わせたいが、月謝などの負担が難しいから」を選ぶ傾向にある
コロナ禍による世帯の支出状況の変化 （教育費「学費、塾費用のほか教材費などの費用を含む」）	「以前より増えた」傾向にある
過去1年間で、家族が必要な食料品が買えなかった経験（食料品・衣服類）	2項目とも「よくあった（5回以上）」傾向にある
過去1年間で、日常的な医療費・介護費が払えなかった経験	「よくあった（5回以上）」傾向にある
過去1年間で、学用品費や学校給食費などの教育費が払えなかった経験	「よくあった（5回以上）」傾向にある
過去1年間で、固定費が払えなかった経験 （電気・ガス・水道・税金など）	『なにかしら未払いになったことがある』傾向にある
相談相手の有無 （子育てに関する事・重要な事柄・お金に関する事）	3項目とも「頼れる人がいない」傾向にあり、子育てに関する事については「そのことでは人に頼らない」傾向にある
この1ヶ月の気持ちについて （神経過敏に感じた、そわそわ落ち着きなく感じた、何が起こっても気が晴れない、何をするのも面倒、自分は価値のない人間だと感じた）	5項目とも「いつも」と感じる傾向にある
自身の生活で悩んでいること	「子どもの養育費」を選ぶ傾向にある
子育て支援に関する取り組みの今後の重要度	就学援助・教育扶助の充実を「重要」と考える傾向にある

(3) アンケート調査の総括

■ 教育支援、経済的支援

現在の家計の状況は、保護者の回答で「やや苦しい」が30.9%、「苦しい」が8.0%となっており、等可処分所得での貧困率の計算では28.8%の世帯が国の貧困線を下回りました。経済的に困窮していると思われる世帯・ひとり親世帯の保護者は「子どもの養育費」で悩んでいる傾向があり、「就学援助・教育扶助の充実」を重要と考えています。

経済的理由によって子どもが進学や修学を断念することがないように児童扶養手当の支給や各種給付金、奨学金等の制度の更なる周知を図り、経済的負担の軽減を継続して行っていく必要があります。

■ 生活支援

経済的に困窮していると思われる世帯・ひとり親世帯の子どもと保護者は自己肯定感が低く心理的に不安定な面を持っている傾向があり、負の連鎖を生む状況になっている可能性があります。

すべての子どもたちに対して将来の希望を子どもたちが自ら閉ざすことのないよう、成功体験を増やす機会を設ける、心理面でのサポートを行うための相談体制を強化するなど学校・地域・行政が一体となって対策をしていくことが必要です。

相談相手の有無に対しては、経済的に困窮していると思われる世帯・ひとり親世帯の保護者は「頼れる人がいない」傾向にあり、1年間に家族に必要な食料品・衣料品が買えないことが「よくあった(5回以上)」という傾向がありました。

「子ども食堂」をはじめとした現行の支援事業の他、現物支給を含めた様々な支援を検討していくとともに、参加・利用はしてみたいが恥ずかしさ等からくる『参加(利用)しない』という意向を取り除けるような周知方法の工夫をしていく必要があります。今後の支援事業が本当に困っている子ども(家庭)の気づきの場となるよう構築していくことが必要です。

■ 保護者に対する支援

今般のコロナ禍における世帯の支出状況の変化に、経済的に困窮していると思われる世帯では【以前と変わった】という傾向が多くありました。また、生活費・固定費が支払えないといった傾向もあり、就労・収入の問題だけではない、支援者調査の結果にあった「保護者の意識づけ、保護者の教育」に関する多くの意見がこの保護者の金銭管理に関する課題として結びついていることが考えられます。

現行の「子育て講座事業」、「家庭教育学級事業*」、「親育て講座」、といった事業と並行し、子どもの貧困に対する問題を保護者に強く意識づける働きかけが必要です。

第3章 第1期計画の検証

1. これまでの施策の取り組み状況・課題

基本方針① 支援ネットワーク体制づくり

〈内容〉

子どもの貧困対策推進のための支援体制の点検・助言や毎年度の進捗状況の把握、点検等を行う機関として「(仮称)えびの市子どもの貧困対策推進協議会」を設置します。

設置にあたっては、

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目ない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」

の「3つのつなぎ」を十分踏まえ、行政、教育委員会、教育機関、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等が連携した構成とします。

施策	取り組み状況	課題
支援体制の点検・助言等を行う協議会の設置	平成29年4月に「えびの市子どもの未来応援協議会」を設置し協議会会議を定期的に行い、事業の進捗状況や情報提供、今後の計画等の協議を行い、関係機関との連携を強化しました。	関係機関とのさらなる連携強化をしていく必要があります。
協働による市民ネットワークづくり	各まちづくり協議会では、青少年育成に向けた部門を設置し学校行事の支援や登下校時の見守り活動などを実施するなど様々な特色のある事業を実施しました。 各自治会においては、世代間交流体験活動事業や竹はしらかしなどの伝統行事の実施に取り組み、子どもたちとの関係づくりに取り組んでいます。	新たな事業への取り組みは行われていないこと、世代間交流事業では参加者の固定が見受けられます。
コーディネーターの配置	コーディネーターを2名配置し、「えびの市子どもの未来応援協議会」の運営や制服のリユース事業*の開始、講演会の開催、出前講座等を行い、子どもの貧困対策に向けた事業を行いました。	令和2年度よりコーディネーターが1名となり、各種事業が十分に実施できるのかが課題となります。
市民参加・協働による支援	各自治会で、地域の大人と子どもが歴史学習や郷土芸能活動を一緒に行う世代間交流体験活動事業の実施や子供会育成事業等を実施しています。 また、まちづくり協議会では、子ども食堂の実施や郷土芸能活動・農業体験など異年代での交流活動など地域で子どもを守り育てる取り組みが行われています。	子どもの参加が少ない自治会もあり、事業や参加者に偏りや固定化されている状況が見受けられます。

施策	取り組み状況	課題
子どもの貧困に関する周知・啓発	子どもの未来応援研修会において、講演会を開催・出前講座を実施し地域に広く理解と協力を求めることができました。また、令和元年の第2回子どもの未来応援協議会を飯野高等学校で開催し生徒が傍聴することによって、協議会委員と生徒との間で様々な意見交換を行いました。生徒たちの意識向上につなげることができ、また新たな事業を発掘できました。	子どもの未来応援研修会だけでは、様々な課題を抱えている子どものいる家庭を十分に見守っていける体制がまだまだ取れていない状況です。

支援ネットワーク体制づくりについては「えびの市子どもの未来応援協議会」を設置し、まちづくり協議会、各自治体を中心に市民ネットワーク協働の活動を実施しています。しかし世代間交流事業では、少子高齢化により子どもの参加が少ない自治会や参加者の固定・偏りが見受けられます。

魅力ある行事内容の見直しや周知方法の工夫、新たな事業への取り組みも実施していくとともに、広くたくさんの参加を促す工夫が必要です。

取り組み評価	B
---------------	----------

※ A：目標以上に進捗している、 B：ほぼ目標通りに進捗している、 C：目標の取り組みが出来なかった

基本方針② 健康・生活への支援

〈 内容 〉

保育園等・学校用アンケート調査結果から、経済的に困窮していると思われる世帯の課題として「こころの状態の安定性・心身の健康」、「健全な生活習慣・食習慣」が挙げられています。また、様々なヒアリング調査において「家庭の教育力の低下」を課題とする意見が多く聞かれました。

すべての子どもたちが健やかに成長できるように、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに子どもが育つ場である家庭の教育力の向上のための取り組みを推進します。

また、安心して子どもが学び成長できる家庭環境を確保するため、家庭教育、生活環境の改善、必要な生活支援、経済的支援に向けた取り組みを推進します。

施策	取り組み状況	課題
保護者の健康・生活への支援 「相談支援体制の充実」	要保護児童等については、家庭相談員やスクールソーシャルワーカー*、保健師、各学校の教師等の定期訪問により、状況把握や情報提供や関係機関への受診・通園を促しながら安心して子どもが学び成長できる家庭環境づくりを実施しました。	きめ細やかな対応を行うためのマンパワーが不足している状況です。
保護者の健康・生活への支援 「家庭の教育力の向上」	子育て中の保護者が家庭教育の重要性を再確認すると共に、個人が抱える悩みを共有し解決できるようつながりを作る場を提供するため、令和2年には以下の家庭教育学級の運営に対する支援や親育て講座、家庭教育講演会等を実施しました。 ○開設学級数 11 学級（中学校 4、小学校 4、幼児 3） ○親育て講座「いつもいいとこ探し」 5月10日（加久藤）、19日（上江）、22日（飯野）、28日（真幸） ○家庭教育講演会「落語における家族の絆」 10月19日	家庭教育学級の開設数が前年度から1学級減となりました。参加者が少ない、学級長のなり手がいないなどの理由で、平成23年に6学級あった幼児教育の学級が10年足らずで半減しています。今ある学級が継続できるよう支援していくことが必要です。
保護者の健康・生活への支援 「ひとり親家庭に対する支援の充実」	児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成*、高等職業訓練促進給付金事業*等を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることができました。	自立支援教育訓練給付事業*については申請がなく、高等職業訓練促進給付金事業も1名の申請となっており、さらなる周知を行うことが必要です。
子どもの健康・生活への支援 「妊娠期から子どもの健康を支える取り組みの推進」	安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるために「子育て世代包括支援センター*」を設置し、育児に関する様々な悩み等に対し、保健師・助産師が専門的な見地から相談支援等を行いました。	育児に対する悩みも多様化しているため、必要に応じて関係機関と連携を図る必要があります。

施策	取り組み状況	課題
子どもの健康・生活への支援 「子どもの食事や栄養の確保、食育の推進」	幼児期の食事について、乳幼児健診時に対象時期にあった食事について個別で説明を実施し、発達段階に応じた望ましい食習慣の確立の支援を行っています。	継続的に個別支援が必要な保護者もいるため、健診以外でも相談を実施し、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

保護者に対する健康・生活への支援については、家庭訪問事業等を通じて相談支援体制の充実、家庭教育の重要性の啓発を行い、実際に各種研修会や講演会、学習の場の提供、ひとり親家庭に対する給付金事業等を行っています。

子どもに対する健康・生活への支援については、妊娠・出産・子育ての切れ目ない母子保健対策を推進するため、専門的見地からの相談支援や乳幼児検診時に個別での食育・栄養指導の支援を実施しています。ただし、きめ細やかな福祉サービスの展開にはマンパワーが不足している現状もあり、家庭訪問事業では現状把握や聞き取り、助言等にとどまっているケースもみられます。

取り組み評価	B
---------------	----------

※ A：目標以上に進捗している、 B：ほぼ目標通りに進捗している、 C：目標の取り組みが出来なかった

基本方針③ 子どもの育ち、学びへの支援

〈 内容 〉

親の経済的状況や家庭環境にかかわらず、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、学習できる機会の確保や地域活動・世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。

また、すべての子どもが集う場である学校をプラットフォーム*として、不登校や虐待など子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親世帯や多子世帯など子どもたちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、教育環境の整備を図ります。

施策	取り組み状況	課題
乳幼児期の子ども の育ち、成長への 支援 「教育・保育の提 供」	すべての乳幼児が個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、質の高い育ちを大切にした幼児期の学校教育及び保育の提供を行いました。また、平成29年度に行った飯野保育園の施設整備において利用定員を増やし、就学前の教育・保育の量的な充実を図りました。	教育・保育サービスを安定的に継続して提供できるようにするためには、保育士などの人材確保が今後必要となります。
乳幼児期の子ども の育ち、成長への 支援 「子育て家庭への 支援」	「えびの市要保護児童対策地域協議会」を設置し、実務者会議を通じ関係機関との協力体制を強化しました。情報共有を図りつつ個別ケース会議を随時行い、児童虐待の早期発見、早期対応に努めました。	教育機関等からの情報提供により適切な対処ができていられると思われませんが、まだ個々の家庭環境や経済的困窮、保護者の意識低下により十分な教育や基本的な生活習慣が出来ていない児童が多くみられます。
学校教育における 学び、成長への支 援 「学校教育の充 実」	より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の30人学級編制を行い、個々に応じた「わかる授業」を展開しました。また、午前中5時間制により放課後の時間帯等を活用して、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を行っている他、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動の充実を図っています。 様々な障がいのある児童生徒に対しては、特別支援教育支援員*を配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行っています。 いじめ、不登校等の諸問題に対しては、関係機関と定期的に学校を訪問し、解決や未然防止を図るため指導や助言、教員の補助等を行っています。	児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、将来への夢をもって人生設計を考えさせていくため、効果的なキャリア教育を行うことが求められます。

施策	取り組み状況	課題
<p>学校教育における学び、成長への支援</p> <p>「学校をプラットフォームにした環境整備」</p>	<p>学校だけでは対応が困難な事例等に対して、学校と家庭、関係機関、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカーとの調整、連携を図りながら子どもを取り巻く環境の改善を図りました。</p> <p>不登校及び不登校傾向の児童生徒の学力保障及び登校意欲を促すため、適応指導教室（やすらぎ学級）に指導員を配置し学校生活及び社会生活への適応指導を行っています。</p>	<p>相談体制については、保護者との信頼関係を築いたうえで相談に応じ、各種支援や関係機関につなげていくなど丁寧な対応が求められます。</p> <p>経済的に困窮しているという一面のみではなく、精神不安定、発達障がい等の複雑な問題が重なっていることが多いため、その家庭がおかれている問題に対して包括的に対応できるような体制が今後も求められます。</p>
<p>学校教育における学び、成長への支援</p> <p>「学びを支える就学支援の推進」</p>	<p>就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を行っています。</p> <p>成績が良好で家庭の経済的理由により修学が困難な者に対して、入学一時金と月奨学金として学資を貸与できる、えびの市奨学金制度と九州労働金庫と提携した200万円までの教育資金貸付制度を周知し、活用を図りました。</p>	<p>意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学や修学を断念することがないように、奨学金制度などの早目の周知を図る必要があります。</p>
<p>子どもの居場所づくりの推進</p> <p>「地域活動の推進」</p>	<p>地域において子ども達が健やかにのびのびと活動できるように、また、協調性やリーダー性を育むために、令和2年には以下の市子ども会育成連絡協議会の活動を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ソフトボール中央大会（8月4日） ○インリーダー研修（8月8日～9日） ○スケート教室（1月18日） <p>各自治会では、地域の大人と子どもと一緒に活動する世代間交流体験活動事業や子ども会育成事業等を実施しています。</p> <p>また、まちづくり協議会では子ども食堂の実施や農業体験など異年代での交流活動も行われており、地域で子どもを守り育てる取り組みが行われています。</p>	<p>少子高齢化が進み、育成会が減少し、子どもの参加がない自治会もあります。また、参加に偏りがあることや固定化されている状況もあるため、参加意欲を高める内容の事業の実施や広報のあり方など広く参加を促す工夫が必要になります。</p>

施策	取り組み状況	課題
子どもの居場所づくりの推進 「地域による学習支援」	学習支援事業についての検討を行いました。今後、実施主体機関や対象者、ボランティアの活用など関係機関とともに計画していく予定です。	定期的な開催については、ボランティアの確保や無償での実施が課題となっています。

乳幼児期の子どもの育ち、成長への支援については、「えびの市要保護児童対策地域協議会」の実務者会議を通じて情報を共有し個別ケース会議を随時行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応に努めています。関係機関との協力体制を強化できたことにより適切な対処はできていますが、家庭環境・保護者の意識の問題等で各家庭の問題に深く踏み込めない現状もあります。

学校教育における学び、成長への支援については、子どもにとって最も身近である学校を「気づきの場」として、相談体制や関係機関との連携を含めた環境整備等も適宜改善し充実を図っています。子どものいる家庭が経済的に困窮しているという問題は、経済的な支援が必要というだけでなく精神面など様々な問題が重なっていることがあるため、信頼関係を含めた相談体制をさらに充実させ、様々な問題に包括的に対応できるような体制づくりの強化が必要になります。

子どもの居場所づくりの推進については、定期的に子ども食堂の開催や世代間交流体験活動事業や子ども会育成事業等を実施していますが、以前より支援ニーズの高い学習支援事業に関してボランティアの確保等の問題で定期的な開催が難しく、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」という意味合いでの開催は現実的に困難な状況です。現行事業の延長線で行える「地域による学習支援」などを検討していく必要があります。

取り組み評価	B
--------	---

※ A：目標以上に進捗している、 B：ほぼ目標通りに進捗している、 C：目標の取り組みが出来なかった

2. 第2期計画に向けて

本市の子どもの貧困対策における取り組みの視点（①「気づき・つなぎ・見守る」体制づくり、②子どもが自立に至るまでの「切れ目のない支援」、③「貧困の連鎖を断ち切る」ための多面的な支援）を引き続き継続し、必要性の高い支援策を再度検討しながら子どもの貧困対策を推進します。

基本方針	中項目	今後の方向性
支援ネットワーク 体制づくり	—	誰もが参加しやすい内容の事業実施を検討していく他、子どもの見守りなどを通して把握した子どもの状況を、民生委員・児童委員や子ども会関係者と共有していきます。また、共有した情報を生かすためにも、子どもの貧困の理解と知識を深める取り組みを引き続き行っていきます。 子どもの貧困対策に対し、行政と関係機関との連携強化、事業の実施にはコーディネーターは必須であると考えられるため、調整を行いながらそれぞれの施策の展開を継続して実施します。
健康・生活への 支援	保護者の健康・生活への 支援	様々なニーズに対応できるよう関係機関との連携を強化していき、よりきめ細やかな福祉サービスが展開できるよう今後も各種事業を継続して行っていきます。
	子どもの健康・生活への 支援	ひとり親家庭へは児童扶養手当の現況届時に様々な支援策を記載したチラシを配布・説明し、周知を図ることによって自立支援や生活の安定と向上の啓発に努めます。
子どもの育ち、 学びへの支援	乳幼児期の子どもの育 ち、成長の支援	質の高い教育・保育サービスを安定的に継続して提供できるようにするため保育士人材確保事業を今後も継続していく他、関係機関との連携をさらに強化し連絡体制を明らかにしながら、早期発見・早期対応による虐待防止に努めます。
	学校教育における学び、 成長の支援	関係機関と連携及び調整しながら、相談体制を継続して整えていきます。
	子どもの居場所づくりの 推進	子ども達が健やかにのびのびと活動できるよう参加意欲を高める内容の検討や広報のあり方など工夫し、各種事業を継続して実施していきます。また、現在開催されている「子ども食堂」支援の延長として、学習支援を実施していきけるよう関係団体と連携を図っていきます。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人一人が子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民、地域、関係機関、関係団体等が積極的に連携して、すべての子どもたちが夢や希望を持てる地域社会を目指し、第1期計画の基本理念を継承して次のように定めます。

すべての子どもの夢と希望を 実現するまちづくり

～市民参画・協働による推進～

2. 基本的な視点

本計画は、次の3つの視点を基に基本方針を設け、総合的な施策の展開を図ります。

視点1 ネットワークを組んで取り組む

- ◆地域にある様々な主体がパートナーシップを持って子育て支援に取り組み、子どもたちにとって安全・安心な環境づくりに取り組みます。

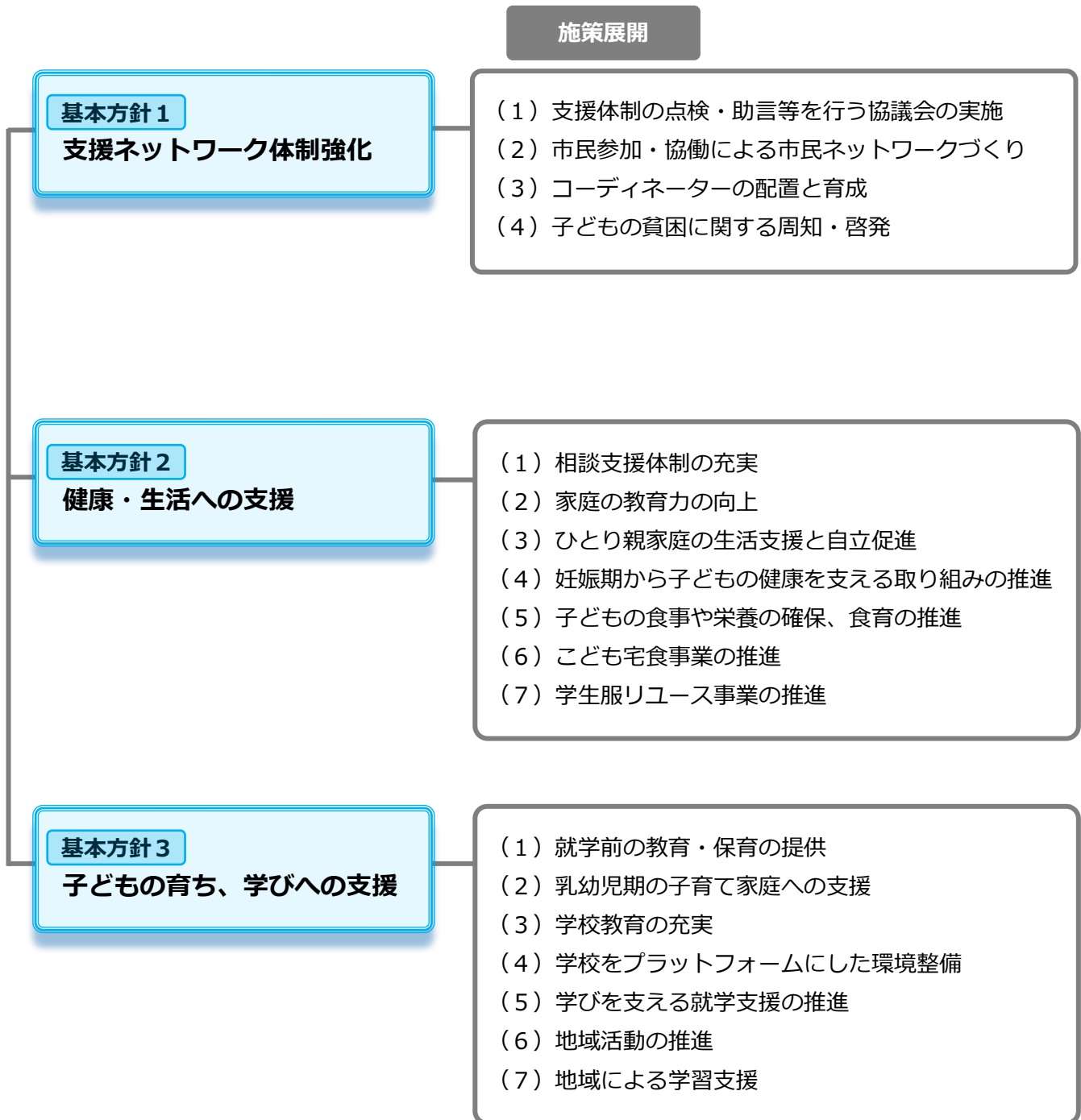
視点2 健やかな子どもの成長を第一に考える

- ◆現在から将来にわたり、えびの市に住むすべての子どもたちが夢や希望を持てる地域社会の構築を目指します。

視点3 すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える

- ◆子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に取り組みます。

3. 基本方針・施策の体系



第5章 施策の展開

基本方針1 支援ネットワーク体制強化

子どもの貧困対策を推進するためには、行政や関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の地域を構成するすべての人々が連携・協力し、見守りを通して把握した子どもの状況を共有し支えるネットワークを構築することが必要です。

その実現のためには、市民一人一人が子どもの貧困問題に対する理解を深めそれぞれの立場からできる取り組みを行う機運を醸成することや、行政や関係機関による支援の拡充に加え地域や企業、NPO等との協力関係の構築を図ることが重要です。

(1) 支援体制の点検・助言等を行う協議会の実施

平成29年4月に「えびの市子どもの未来応援協議会」の設置にあたって構成された、

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目ない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他の関係者間の「つなぎ」

の「3つのつなぎ」を継承し、行政、教育委員会、教育機関、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の更なる連携強化に努め、引き続き定期的な協議会による会議を行い、事業の進捗状況や情報提供、今後の計画等の協議を行っていきます。

(2) 市民参加・協働による市民ネットワークづくり

「子どもの貧困」に対し、市民の役割として関心と当事者意識を持って地域の活動に積極的に参加し、子どもを見守ること等が求められている中で具体的な支援を実施する機関として構築された市民参加・協議会によるネットワークにおいて、様々な支援ニーズに対する人的支援、物的支援を行います。

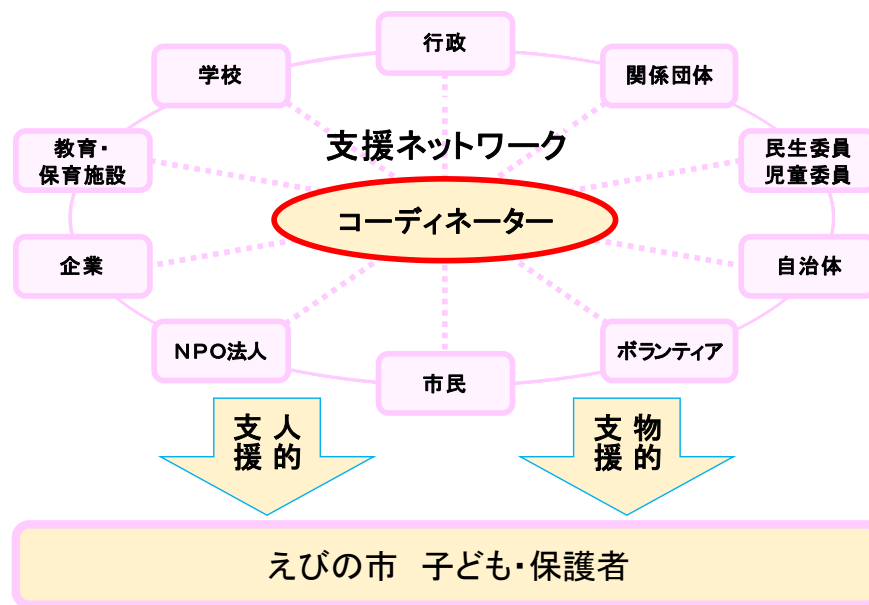
市民、地域、関係機関、関係団体、行政等がそれぞれの強みを発揮し、解決に向けて協働による一体的な支援が行われるよう体制を整備します。

(3) コーディネーターの配置と育成

子どもがいる貧困世帯に適切な支援をするために、市民、地域、関係機関、関係団体、行政等をつなぐ「コーディネーター」を配置しています。

コーディネーターは、子どもの貧困に関する地域の現状の把握や支援を必要としている対象者を関係機関につなぐ等の役割を担っており、第1期計画においては、「えびの市子どもの未来応援協議会」の運営や制服のリユース事業の開始等といった子どもの貧困対策に向けた事業を行いました。

県が行う研修や講習等に参加することにより、相談支援に豊富な経験を持つコーディネーターの育成と資質向上を目指します。



(4) 子どもの貧困に関する周知・啓発

子どもの貧困について、市民、地域、関係機関、関係団体、行政等に向けた講演会等の啓発活動や資料の作成・配布等の積極的な情報発信により、地域全体に広く理解と協力を求めることで様々な課題を抱える家庭の子どもと保護者を見守ります。さらに、支える機運の醸成や支援に関わる人材の育成を通し、社会全体で子どもの未来を応援する社会の実現を目指します。

基本方針2 健康・生活への支援

すべての子どもたちが健やかに成長できるように親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行うとともに、「子育て講座事業」や「家庭教育学級事業」等を通して「保護者の意識づけ、保護者の学習の機会の創出」を図ります。子どもが育つ場である家庭の教育力の安定と向上のための取り組みを推進します。

また、経済的な支援だけではなく現物支給を含めた様々な支援を組み合わせることで、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭へのきめ細やかなサービスの提供により、安心して子どもが学び成長できる家庭環境の確保に努めます。

保護者の健康・生活への支援

(1) 相談支援体制の充実

教育・保育施設や地域子育て支援センター等の関係機関において、保健師等による問診や保健指導等を行い、相談に来られない家庭の親子に対しては家庭訪問等を通じて個々の家庭の抱える課題に対して適切な支援へと導けるよう相談支援体制や機能の充実を図ります。

また、こども課や学校教育課、福祉課等の関係各課や各種団体等との連携強化により、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応に応じることができるよう相談員等の資質向上も含め、取り組んでいきます。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の原点と出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付け規範意識や社会的マナーを学び、自制心や自立心を育成する上で重要な役割を担っています。

子どもの健康な心身、健全な習慣のためにも、家庭教育の重要性の啓発を行うとともに、子育て講座事業や家庭教育学級事業等といった保護者に向けた必要な知識の習得と学習の機会の提供に継続して取り組んでいきます。

(3) ひとり親家庭の生活支援と自立促進

保護者用アンケート調査結果からは、本市のひとり親世帯の6割以上が相対的貧困状態と推測されます。その多くが「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入など様々な困難を抱え、生活環境が厳しい状況が窺えます。

ひとり親家庭の子どもへの健全な育成を図るために、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成等の経済的支援、高等職業訓練促進給付金事業*、自立支援教育訓練給付金事業*等の就業支援を継続して実施していきます。

また、ひとり親家庭だけでなく障がいのある子ども等生活のしづらさを抱える子どもがいる家庭に対しても、子どもの健やかな成長を促し生活の安定と向上を図るため、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や支援の充実を図ります。

子どもの健康・生活への支援

(4) 妊娠期から子どもの健康を支える取り組みの推進

すべての子どもが健やかに育つよう妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健対策の充実を図るとともに、関係機関及び学校保健との連携により健康づくりを推進します。

また、子どもの健康を支える取り組みを通して支援を必要とする家庭を早期発見・早期把握し、保健師や助産師、関係機関等の専門的な見地から相談支援を行い、適切なサービスの情報提供を通して養育状況の悪化を防ぐよう努めます。

(5) 子どもの食事や栄養の確保、食育の推進

食は、心と体の発達に密接に関わり子育てにとって重要であるため、子どもにとって望ましい食習慣の確立のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行うことが必要とされます。

乳幼児健診等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について栄養士の個別相談等を行うとともに、地域と連携した世代間交流の取り組み等を通して子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

(6) こども宅食事業の推進

経済的支援に加え、直接的な現物給付の支援として食品や食材等を必要な方に届けるこども宅食事業の運営を推進し、支援が届いてない、又は届きにくい子ども・家庭への経済的負担の軽減を図ります。

また、子どもたちに食を大切にする習慣や事業活動を市民・関係機関・関係団体等に周知し、幅広い層の事業への参加を促進します。そして、食品配達をきっかけに個々の家庭とつながり、相談しやすい関係を築くとともに、生活に役立つ情報の提供や必要な支援につなぐ体制がとれるよう努めます。

(7) 学生服リユース事業の推進

本市では、平成30年度より子育て世帯の経済的負担の軽減と資源の有効活用及び循環利用の推進を主な目的として、各家庭から不要になった中学校や高校の学生服を収集し、必要としている家庭へ無料で提供するという学生服リユース事業を実施しています。これまでに総計で468点の提供があり、利用数166点、在庫数302点となっています（2020年7月10日現在）。

今後も学校や企業への案内チラシの作成・配布や市のホームページや広報、新聞への掲載等の啓発活動を継続して行い、提供の時期や方法の検討とともに、必要としている家庭へ最大の支援が行き届くよう取り組んでいきます。

【平成31年度(H31/4/1～R2/3/31)の受入数と払出数ならびに在庫数】

学校名		受入（提供）数		払出（利用）数		在庫数 ^{※1}	
		女子	男子	女子	男子	女子	男子
中学校	飯野中	15	14	11	14	68	27
	上江中	2	16	1	2 ^{※2}	10	19
	加久藤中	3	21	7	5 ^{※3}	22	26
	真幸中	14	0	9	0	9	0
	合計	34	51	28	21	109	72
		85		49		181	
高等学校	飯野	10	20	22	12	16	11
	小林	6	1	2	5 ^{※4}	36	11
	小林秀峰	5	3	0	5	30	16
	小林西	0	0	0	0	1	0
	合計	21	24	24	22	83	38
		45		46		121	
中・高の男女別合計総数		55	75	52	43	192	110
		130		95		302	

※1 2020年7月10日現在

※2 2点とも飯野中へ

※3 1点は真幸中へ

※4 飯野中と真幸中へ各1点

基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援

親の経済的状況や家庭環境にかかわらずすべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、学習できる機会の確保や地域活動・世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。

また、すべての子どもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親世帯や多子世帯など子どもたちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう教育環境の整備を図ります。

乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

(1) 就学前の教育・保育の提供

すべての乳幼児期の子どもが人間形成の基礎をはぐくむ環境を整えるため、本市で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進し質の高い就学前の教育・保育の提供を図るとともに、就学前の教育・保育の量的な充実を図ります。

また、保育士就職支度金支給事業、保育士人材確保推進事業を通して保育士不足の解消や離職防止を図り、障がい者保育や延長保育等、多様化する教育・保育ニーズに対応できる教育・保育施設の整備を推進します。

(2) 乳幼児期の子育て家庭への支援

子ども医療費助成事業や特定子ども・子育て支援施設の無償化等を通して子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な理由で一時的に子どもの見守りを行うファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等を行い、保護者のニーズに対応していきます。

また、本市では児童虐待の発生予防や早期発見及び早期対応に向け設置された「えびの市要保護児童対策地域協議会」において、今後さらに関係機関との連携・協力体制を強化し、情報共有を図りながら速やかな対応に努めます。



学校教育における学び、成長の支援

(3) 学校教育の充実

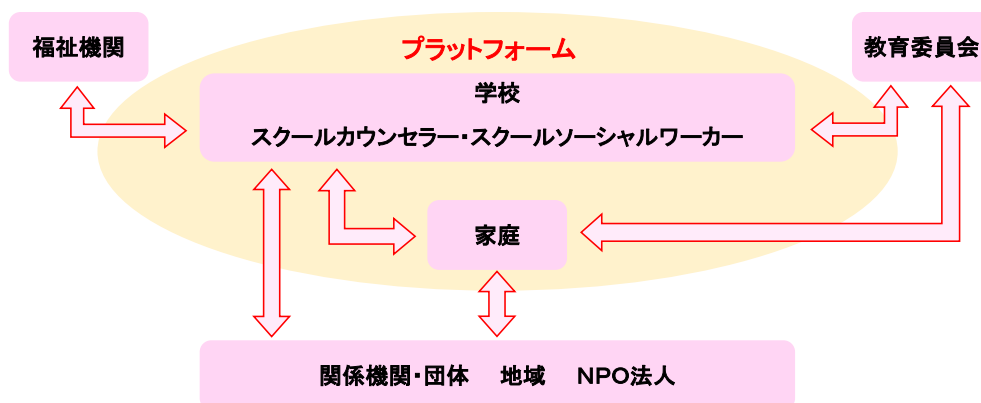
本市独自の30人学級編制や午前中5時間制をはじめとする「わかる授業」の展開によって、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を行うとともに、様々な体験活動の提供による自己肯定感の育成や成長といったキャリア発達を促す効果的な取り組みの実施に努めます。

また、特別支援教育支援員の配置によって、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校内における児童生徒の生活・身体介助、身辺処理、学習等の支援を行います。親の経済的状況や家庭環境に左右されることなくすべての子どもたちが学ぶ意欲を高め、将来の夢や希望を持てるようさらなる学校教育の充実を図ります。

(4) 学校をプラットフォームにした環境整備

子どもにとって最も身近である学校を貧困の連鎖を断ち切るための「気づきの場」として位置付け、相談体制や関係機関との連携を含めた学びの環境整備、居場所の確保を図ります。

また、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、学校と家庭、関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、生活支援や福祉制度につなげていくことで子どもを取り巻く環境の改善を図ります。



(5) 学びを支える就学支援の推進

就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対して就学援助費交付事業による学習に必要な費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。

また、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学や修学を断念することがないように、奨学金制度や教育ローン等について十分な周知を図ります。

子どもの居場所づくりの推進

(6) 地域活動の推進

「子どもの貧困」に対して関心を持ち、情報を得ることや地域の活動に積極的に参加し、子どもを見守ること等が市民の役割として求められています。子ども会育成活動や世代間交流事業、地域運営協議会事業を通じて様々な体験や交流の場を提供するとともに、地域で子どもを守り育てる子どもたちとの関係づくりに取り組みます。

また、これまでの行事内容の見直しや魅力ある新たな事業への取り組みや周知方法の工夫を検討し、幅広い層の参加を促進します。

(7) 地域による学習支援の推進

「地域による学習支援」事業を推進するにあたり、課題であるボランティアの確保や関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭や生活に困窮していると思われる世帯をはじめ、多様な家庭の子どもたちへ身近な地域での学びの場が提供できるよう事業を推進します。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

目 的	※平成28年度から実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。 	
事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導 ② 学習習慣の定着等の学習支援 ③ 食事の提供 	<p>①：東京都世田谷区 ②：東京都江戸川区 ③：北九州市</p>
実施体制・実施方法	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもたちの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。 ○ 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。（食材費は、実費徴収可） ○ 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜実施場所＞</p> <p>児童館、公民館、民家等</p> <p style="text-align: center;">＜支援の内容(例)＞</p> <p>学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供</p> <p style="text-align: center;">＜地域スタッフ＞</p> <p>地域の支援スタッフ（学生・教員OB等）</p> <p style="text-align: center;">＜コーディネーター・管理者＞</p> </div>
<p>【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村 （事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）</p> <p>【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4</p> <p>【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数</p> <p>【28実績（延べ利用人数）】 69,753人</p>	

出典：内閣府「第7回子供の貧困対策に関する有識者会議」参考資料

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の基本理念である「すべての子どもの夢と希望を実現するまちづくり～市民参加・協働による推進～」を目指すためには、市民一人一人が子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について関係機関・関係団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ上での内容公表・周知等に努めます。加えて、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼び掛けるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

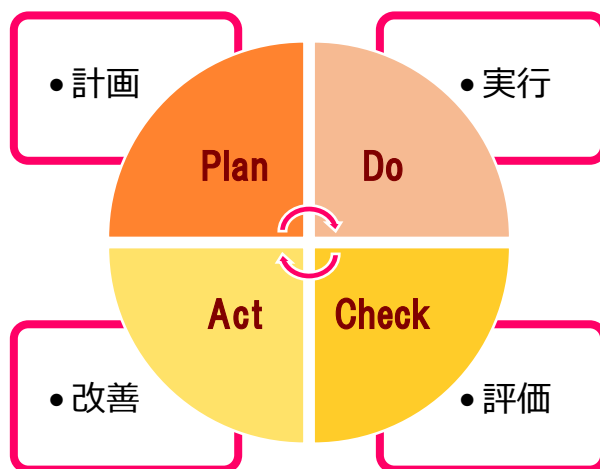
また、子ども・子育てに関わる施策は福祉分野だけでなく、教育・保健・福祉・雇用等、多岐の分野にわたっています。そのため、民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会等の地域組織や関係機関との相互の連携を図りながら、子ども自身の成長・自立の視点に立って横断的に取り組みます。

2. 計画の進行管理

本計画の推進に向けては、PDCAサイクル*による進行管理を行います。計画（Plan）に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Act）を図ります。

このため、計画策定にあたり、内容を審議してきた「えびの市子どもの未来応援協議会」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や関係団体等から得てその後取り組みの検討を行い、必要に応じて見直しを行いながら計画を推進します。

また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化も捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に行っていきます。



3. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs*とは、2015年（平成27年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であり、2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの17の目標は世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人として取り残さない」という考えは、えびの市の未来を担う子ども一人一人の健やかな育ちを目指す「えびの市子どもの貧困対策推進計画」の目指すべき姿にも当てはまるものです。

そのため、子どものみならずその家庭への包括的な支援施策を推進するにあたっては、SDGsに意識して取り組み、地域や企業、関係団体等、社会における様々な担い手と連携しながら『すべての子どもの夢と希望を実現するまちづくり』を目指します。

■ 17の国際目標



■ 本計画と関連の強い目標



資料編

1. 用語解説

あ行

■ M字型カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

か行

■ カイ二乗検定

2つのグループで比率に差異があるかどうかを判断する検定。標本調査を原則とする世論調査においては、2つの変数の間に関連性があるように見えても母集団においても同様に関連があるとは言い切れないことから、世論調査において得られたデータが母集団においても関連があるのかを統計的に確かめるために行う。

検定方法としては、まず各選択肢におけるクロス集計から算出される「期待度数」と実際に調査で得られた「観測度数」とで、それぞれ以下のとおり算出する。

$$\frac{(\text{観測度数} - \text{期待度数})^2}{\text{期待度数}}$$

この時得られた値の総和をカイ二乗値といい、そのカイ二乗値が統計的に有意な値であるかどうかを「データが偶然得られた結果である確率」を示すp値で判断する。今回の分析ではp値が0.05未満（＝偶然である確率が5%未満）を統計的に有意とみなした。

■ 家庭教育学級事業

子育ての悩みや不安などを自由に語り合える場を設け保護者自身も子どもと共に成長していくことを主な目的とし、本市では11学級開設されている（2020年7月現在）。自主企画・自主運営を主とするが、「親育て講座」や「家庭教育講演会」等の市が企画する講座も実施されている。

■ 高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の保護者が就業に結び付く資格取得を目的とした養成機関で2年以上のカリキュラムを受講する場合に、受講期間中（上限2年）を対象に職業訓練給付金を支給し、受講期間修了後には修了支援給付金を支給する事業。ひとり親家庭の保護者の就業支援、および生活の安定を促進することを目的とする。

■子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、地域の特性やネットワークに応じ保健師等による「専門的知見」と「当事者目線」の両視点によって、妊娠・出産・育児に関する様々な情報の提供や共有、相談の対応を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

さ行

■残差分析

カイ二乗検定で統計的に有意な関連があると分かった2つのグループに、実際にどのような関連があるのかについて判断する分析のことをいう。分析には「調整済み標準化残差（調整残差）」を使用し以下のとおり算出する。

$$\text{調整残差} = \frac{\text{観測度数} - \text{期待度数}}{\sqrt{\text{期待度数} \left(1 - \frac{\text{列計}}{n}\right) \left(1 - \frac{\text{行計}}{n}\right)}}$$

このとき調整済み標準化残差（調整残差）が±1.96以上ならば統計的に有意と判断できる。+1.96以上であれば観測度数が期待度数よりも有意に多く、-1.96以下であれば観測度数が期待度数よりも有意に少ない事を意味する。

■準要保護児童生徒

要保護者に準ずる程度に困窮していると認められ、また、就学が困難な状況にある世帯で各市町村教育委員会が認定した児童生徒のことをいう。

■自立支援教育訓練給付事業

雇用保険の適用を受けられないひとり親家庭の保護者が対象の講座を受講し修了した際に費用の一部が助成される事業のことであり、ひとり親家庭の保護者の経済的自立を図ること等を目的とする。本市では、看護師や保育士等の指定教育訓練講座を対象としている。

■スクールアシスタント/SA

特別な支援が必要な児童や生徒が在籍する小学校や中学校へ、教育的支援を行うために指導補助を行う人材。

■スクールカウンセラー/SC

教育分野に関する知識に加えて、臨床心理に関する高度な専門的知識や経験をもって悩みや不安を持つ児童や生徒からの相談にあたり、学校に配置される専門家（臨床心理士等）をいう。児童や生徒本人の心の問題に注目している。

■スクールソーシャルワーカー／SSW

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉に関する高度な専門的知識や経験をもって問題を抱えた児童や生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築によって問題解決へと図る社会福祉従業者（社会福祉士や精神保健福祉士等）をいう。児童や生徒を取り巻く環境に注目している。

■制服のリユース事業

不要になった中学校や高校の学生服を譲り受け、希望者に安価、または無償で受け渡す事業。本市では「えびの市子育て支援学生服リユース事業」として平成30年11月から受入（収集）を、翌年3月から無償での払出（利用）を始めており、学校や企業等へのチラシの配布や市のホームページや広報、新聞等への掲載による周知を図っている。

た行

■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯の人数の平方根で割って調整した所得のことをいう。相対的貧困率を算出する指標の一つとして広く一般的に活用されている。

■特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高校に在籍する障がいのある児童や生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活の介助や、発達障害の児童や生徒に対する学習支援や学習活動上のサポートを行う人材のことをいう。

は行

■ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭に対して医療費の負担金の一部を助成する制度のことであり、必要とする医療の受診を容易にし、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と母または父と子の健康の維持・増進を目的とする。

■フードバンク事業

余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品を企業から譲り受け、必要としている施設や団体や困窮世帯に無償で提供する事業のことをいう。

■プラットフォーム

基盤や土台、環境。元々のビジネス用語としての商品やサービスを提供する企業と利用者が結びつく場所を提供するという意味から転じて、行政計画では事業やサービスを提供する自治体等の公的組織（行政側）とその授受者（住民側）の接点や場を指す。

ま行

■ 民生委員・児童委員

地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は 3 年である。児童委員は児童福祉法第 12 条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行

■ 要保護児童生徒

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であり、また、生活扶助及び教育扶助受給対象者世帯で各市町村教育委員会が認定した児童生徒のことをいう。

ら行

■ 労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者 + 完全失業者）の割合。

アルファベット等

■ PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務改善や品質管理を継続的に行う方法。

■ SDGs

Sustainable Development Goals の略であり、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年（平成 28 年）から 2030 年（令和 12 年）までの国際目標のことをいう。「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成されている。発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的のものであり、国としても積極的に取り組んでいる。

2. 第2期計画策定経過

時期	開催事項等	内容
令和2年 7月14日	第1回えびの市子どもの未来応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●委嘱状及び辞令交付 ●市長あいさつ ●会長・副会長選出 ●協議 <ul style="list-style-type: none"> ・えびの市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について ・令和2年度事業の取り組み等について
8月	支援者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：本市の民生委員・児童委員及び市民団体 ・方法：郵送配布・郵送回収及び本市の会合を通じた配布・回収 ・調査数／回答数（回答率） <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員：60件／34件（56.7%） 市民団体：10件／9件（90.0%）
9月	小学5年生・中学2年生アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：本市在住の小学5年生及び中学2年生 ・方法：学校を通じた配布・回収 ・調査数／回答数（回答率） <ul style="list-style-type: none"> 小学5年生：156件／144件（92.3%） 中学2年生：133件／125件（94.0%）
9月	保護者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：本市在住の小学5年生及び中学2年生の保護者、幼稚園及び保育園の園児（4、5歳）の保護者 ・方法：学校及び園を通じた配布・回収 ・調査数／回答数（回答率） <ul style="list-style-type: none"> 小学5年生保護者：156件／143件（91.7%） 中学2年生保護者：133件／126件（94.7%） 未就学児保護者：215件／168件（78.1%）
11月	支援者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：本市にある保育園等及び小・中・高校の教育機関 ・方法：郵送配布・郵送回収 ・調査数／回答数（回答率） <ul style="list-style-type: none"> 教育機関：20件／16件（80.0%）

11月13日	児童委員ヒアリング調査実施	●本市の4地区（飯野、上江、加久藤、真幸）の児童委員に実施
令和3年 1月26日	第2回えびの市子どもの未来応援協議会	●会長あいさつ ●協議 ・令和2年度事業の進捗状況について ・「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」について
3月〇日	第3回えびの市子どもの未来応援協議会	●

3. えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱

全部改正〔平成 29 年告示 128 号〕

(平成 29 年 3 月 29 日えびの市告示第 43 号)

改正 平成 29 年 7 月 18 日告示第 128 号 令和 2 年 3 月 18 日告示第 25 号

(設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づき、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、えびの市子どもの未来応援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成 29 年告示 128 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に関する総合的な対策の推進に関すること。
- (3) 子どもの貧困対策の推進に係る施策の検討及び連絡調整に関すること。
- (4) その他子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔令和 2 年告示 25 号〕

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども課において処理する。

一部改正〔令和2年告示25号〕

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月18日告示第128号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

4. えびの市子どもの未来応援協議会委員名簿（令和2年度）

	団体名	氏名	新・再	役職
関係団体の代表者 又は関係団体から 推薦を受けた者	えびの市自治会連合会	久木元 繁	再	
	えびの市PTA連絡協議会	後藤 透	新	
	えびの市子ども会育成連絡協議会	赤崎 兼治	新	
	えびの市民生委員児童委員協議会	野田 幸一	再	
	えびの市民生委員主任児童委員	福重 真諭美	再	
	えびの市社会福祉協議会	栗下 洋子	新	
	えびの市商工会	白石 昌彦	再	
	えびの市教育・保育施設園長会	伊地知 恵子	再	
	えびの市市民団体連絡会議	上水 正喜	再	会長
	えびの市中学校校長会	吉永 力	新	
	えびの市小学校校長会	唐仁原 幸吉	再	副会長
	宮崎県立飯野高等学校	長谷川 岳洋	新	
公募による市民	市民代表	山内 千寿子	再	
市長が必要と認める者	スクールカウンセラー	吉村 美江子	再	
市職員	えびの市教育委員会学校教育課長	白濱 美保子	再	
	えびの市こども課長	永田 祐雄	新	

委員の任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

**第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画
(令和3～6年度)**

令和3年3月

〔発行・編集〕

えびの市役所 こども課 こども相談係
〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地
TEL : 0984-35-1111 FAX : 0984-35-0401
